

第五十八回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十一号

昭和四十三年三月二十一日(木曜日)

午前十一時四十二分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事 大竹 太郎君

理事 中垣 國男君

理事 神近 市子君

上村千一郎君

佐藤 孝行君

千葉 三郎君

山口 敏夫君

成田 知巳君

岡澤 完治君

松本 善明君

出席國務大臣

法務大臣 赤間 文三君

出席政府委員

法務政務次官 進藤 一馬君

法務省刑事局長 川井 英良君

法務省矯正局長 勝尾 鏡三君

委員外の出席者

警察庁交通局長 綾田 文義君

通指導課長 西川 芳雄君

警察庁交通局長 西川 芳雄君

法務省刑事局長 石原 一彦君

運輸省自動車局 菅川 薫君

業務部旅客課長 井口 牧郎君

最高裁判所事務 佐々木史朗君

最高裁判所事務 松井 薫君

最高裁判所事務 松井 薫君

最高裁判所事務 松井 薫君

最高裁判所事務 松井 薫君

専門員 福山 忠義君

三月二十一日

委員綱島正典君、馬場元治君、福田赴夫君、村上勇君、岡田春夫君、佐々木三君及び西村榮一君等につき、その補欠として佐藤孝行君、齋藤邦吉君、上村千一郎君、山口敏夫君、中谷鉄也君、山本弥之助君及び岡澤完治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上村千一郎君、佐藤孝行君、齋藤邦吉君、山口敏夫君、中谷鉄也君、山本弥之助君及び岡澤完治君等につき、その補欠として福田赴夫君、綱島正典君、馬場元治君、村上勇君、岡田春夫君、佐々木三君及び西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十五回国会開法第九四号)

○永田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。中谷鉄也君。

○中谷委員 若干の問題についてお尋ねをいたします。

刑罰というのが、社会全体の倫理観、生命尊重ということにその基礎を保持していなければならぬというところは、言うまでもないことであります。そのような意味で、罰せられる者が正しく罰せられねばならないということも、また当然のことであるかと思えます。そこで、前国会におき

まして、未必の故意の問題についてお尋ねをいたしました。この問題について、さらに掘り下げてお尋ねをいたしたいと思います。

昭和四十二年七月、法務省刑事局から自動車運転による故意犯適用事例という資料をいただきました。要するに、本来業務上過失致死傷ではなしに、未必の故意、すなわち、その故意の内容が殺人の故意あるいは傷害、暴行等の故意によって、したがって傷害致死傷になるという場合には、そのようなものとして起訴されねばならない、捜査されなければならぬ。そうでなければ正しい社会的な倫理観に根ざしたところの処罰というものがなされない、こういう前提でお尋ねをいたします。

この一ないし二十六の具体的事例が、故意犯適用事例として掲げられているわけでありまして、これがいつからいつまでの、年度別にはどういうことに相なっているか、これをまず最初にお答えをいただきたいと思えます。

○石原説明員 ただいま中谷委員からは、前国会に配付した資料について御指摘がございましたが、実は今国会において配付いたしました「刑法の一部を改正する法律案」の「一四七ページから一五四ページまでに、二十六例以外に、最近において故意犯を適用された事例も含めまして、合計三十二例を資料化した」とございまして、この分は、昭和三十七年から四十二年の十月末まででございます。

なお、判決の原本につきましては、本人の氏名等もございまして、ただいま手元にございませぬので、年度別に何年かというところは申し上げられませんが、昭和三十七年以来昭和四十二年十月末までに、一審でもって故意犯が適用された事例は三十二件となるわけでございます。

禁錮刑の三年を懲役もしくは禁錮の五年というふうな刑の引き上げをする必要はないではないか、その以前に、未必の故意をもって処罰できるものは未必の故意をもって処罰をする、そのような態度こそ必要ではないかという趣旨の質問が従来なされておったと思いますが、年度別に直ちにお答えをいただけないということでございます。三十二例のうち、年度別にはどのような傾向に相なっているでしょうか。悪質な事犯がふえてきているというところを法務省は指摘をされました。とするならば、未必の故意の適用事例というものが年々ふえているのかどうか、傾向としてお答えをいただきたい。

○川井政府委員 この種の事件が全部本省への報告事件になっておりませんので、この一、二年の間に照会をいたしまして、過去の記録の中からさがして報告をされたものであります。この三十二例というのは、ここ数年間におけるものは大体尽くしていると思われましても、かなり抜けておるものもあることを一応御了承願いたいと思えます。それから各年次別に出すということ、これは調べれば年次別の数字が出ると思いますが、至急この三十二例の中をもう一ぺん年次別に整理して、あとでお答えを申し上げたいと思えます。

それからもう一つは、なるほど未必の故意という法の解釈に基づきまして、運用として、過失犯に類するような行為でありまして、故意が認められる場合におきましては、殺人ないしは傷害致死というふうな罪名をもってやるのが法のたてまえでございまして、で、できる限り、故意の認められるものにつきましてはそういう処理をいたしておりますけれども、御承知のように、故意とあるいは過失とかいうものは主観的な要件

でございますので、今日の訴訟法のもとにおきまして、このいわゆる未必の故意があるのか、あるいは認識ある過失にとどまるのかどうかということは、実務の実際におきましては非常にデリケートであるし、まためんどうなことではないかと、なるほどそういうふうなことでございますので、おりますけれども、数多くの事故につきまして未必の故意を大幅に認めて処理するということには、おのずから限度があることでございまして、どういふ数字になつておりますか、数字が出た上でまたお答え申し上げなければなりませんけれども、そういう数字ないしは傾向だけからいいたしまして、直ちに事故の傾向というものを推測することは、ちょっと困難ではないかというふうな気がするわけでございます。むしろ、それにあわせて、また別個のいろいろな状況というふうなものを総合して御観測をいただかなければならぬ問題ではなからうか、こういうふうな思っております。

○中谷委員 事故の傾向を推察をし、推定をするということでお尋ねをしておるわけではないわけなんです。要するに、刑罰というものは、罰せらるべきものがそのような形において正当に罰せられなければならないという観点からお尋ねをいたしております。といたしますと、本来、未必の故意に当たる事案を検察官が未必の故意として訴追することなしに、いわゆる業務上過失致死傷として訴追をしておる。そういうふうな姿勢の中に、かりに刑法の改正案が成立をして、禁錮三年が五年の懲役もしくは禁錮というに相なったときの危険性を私は指摘をいたしたいわけです。したがって、年次別の事件についての割合がどうなつておるかということについては、ひとつ明確に御答弁をいただきたいと思ひます。なお、本件について、しからば検察官のほうで未必の故意としての送検を受けて、そうして公訴提起の段階において業務上過失致死傷に変更した、起訴の段階においてそのような最終的な心証を得たという事

例は一体どの程度あるのか。

なお本件について、未必の故意として、すなわち、殺人あるいは傷害致死傷として起訴をして、その後訴因変更を命ぜられて業務上過失致死傷に変更した事案はどの程度あるのか。要するに、安易な起訴をしてもいいかというのが私の考へ方なんです。本来、兇器といわれているところの、兇器にもなり得るところの自動車によって人をひき殺した、それが未必の故意だということになれば、殺人の行爲があつたということになれば、懲役十年、懲役十五年というふうなところの刑を受けることも私はやむを得ないだらうと思ふ。しかし、未必の故意と紙一重の事案があるというふうな、あなたのそのような説明によつて、未必の故意としての努力を怠つて、そうして業務上過失致死傷として起訴をするという考へ方は、刑が引き上げられたときには非常に危険だといふに考へるわけなんです。したがって、いま申し上げた点についての資料も整理していただけたらどうか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○川井政府委員 以前に整理いたしました故意犯によつて有罪とされた事例の中には、故意犯として起訴したけれども、裁判の結果、過失犯に認定されたというふうなものも注のほうにたしか記載しておつたと思ひますが、今度の資料の中には、こまめに詳しく整理しておりますので、これも先ほどの年次別のものとあわせて、前の資料をもう一回整理し直しまして、後刻またお答えを申し上げます。

○中谷委員 警察庁の交通指導課長に同趣旨の質問をいたしたいと思ひます。要するに、悪質な交通事故というものは何か。当然結果についての重大性も観察しなければならぬけれども、いわゆる過失の重さ、この点に問題がある。同時に、過失を越えたとするところの未必の故意ということになると、これはもういわゆる厳正な処分をしなければならぬ。そこで、警察から検察庁に未必の故意として送検されておる

ところの事例はどの程度あるのか。これは多数あることだらうと私は思ふけれども、そのような資料についてお答えいただけるかどうか、この点はいかがでしょうか。

○綾田説明員 未必の故意については、先ほど本省の刑事局長からお話がありましたように、警察庁におきまして、正当な刑罰が科せられるようにということでも、ずっと前から、そういう未必の故意に関する殺人あるいは傷害罪ということを、取り調べの際に十分調べて送致をするようにという指示を出してあります。統計につきましては、警察庁としてははつきり全国別でとっておりませんが、警察庁に府県からそういう特異事案として報告のありましたものは、いま手元に資料はございませんけれども、私のほうで、かつてたしか教養資料としても府県のほうに流したことがありますが、以上であります。

○中谷委員 お聞きしているのはそういうことではないわけなんです。未必の故意について四十二年七月で二十六例、その後三十二例の未必の故意についての一審判決の具体的事例ということを中心にして、未必の故意に当たるものは未必の故意として起訴すべきではないか、そういうふうな起訴のしかたをするなら、何も禁錮刑の三年を懲役もしくは禁錮の五年というに引き上げなくてもいいか、同時に、またそれが正義に合致するのではありませんか、こういう趣旨の質問を展開していただけないか、こういう場合が未必の故意になりますよという教養資料を流したというふうなことをお聞きしているわけではないのです。一体、未必の故意として立件して検察庁に送致された件数が幾らあるか。なお、その運命が、未必の故意として送検をしたけれども、検察庁がある意味では慎重に、あるときには憶病に、あるときには安易に、未必の故意であるものを未必の故意でありながら起訴しないとか、あるいはまた、本来の未必の故意という警察の見方は強過ぎるということで業務上過失として起訴したとか、そういう結果としての運

命、これは一体どういふことになつておるのだらうかということについて警察庁としても重大な関心を持つておられるだらうと思ふ。そういう資料があるかどうか。未必の故意の適用を拡大したらいいじゃないかというの、本件刑法の審理にあつては従前から指摘されてきたわけです。したがって、そのような資料についての準備が本来警察庁においてなければならぬと私は思ふ。そういう点で、そういう資料がありますかと聞いておる。

○綾田説明員 御質問の故意で送致した件数は、警察庁では現在のところはとっておりません。ただ、そういう事案があつた場合には、特異事案として府県から警察庁に報告するようにという指示を出してあります。府県からそういう特異事案の際には報告がまいるわけでありまして、そういう資料はございます。

○中谷委員 そうすると、その特異事案の報告事例集というものを整理していただければ、未必の故意のいわゆる送検の資料というものは御提出いただけるわけですね。先ほど刑事局長が答弁をいたしておりましたけれども、昭和三十七年から昭和四十二年までの未必の故意の一審判決の具体的事例ということに相なつておる。したがって、送検は、一審判決が昭和三十七年でございまして、昭和三十六年から年次をとらなければいかぬかもしれない。いずれにいたしましても、そういう資料は整理してお出しただけで結構です。

○綾田説明員 警察庁に特異事案として報告のあつた資料はまとめることはできます。

○中谷委員 出していただけますね。

○綾田説明員 はい。

○中谷委員 未必の故意の問題については、それらの資料をいただきたまはしてから、あらためてお尋ねをいたしたいと思ひます。次に、「刑法の一部を改正する法律案」についての資料の八〇ページないし八一ページ以下の資料についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず八一ページの資料、すなわち「業務上過失致死傷罪及び重過失致死傷罪の科刑状況 通常第一審終局被告人の科刑その他終局区分」についてお尋ねをいたしますが、昭和四十年に禁錮三年以上の刑に処せられたものが六件、同じく三十九年については二十件ということに相なっております。この点についてまずお尋ねしたいのは、昭和三十九年、四十年、この二つの年次でけつこうですから、三年以上とありますけれども、この内訳はどういうことに相なっておりますか、この点はいかがでございますか。

○石原説明員 この統計は司法統計年報からとったものでございまして、御承知のように二百十一條の刑は、禁錮三年が法定刑の最上限でございす。しかしながら、統計をつくります際に、統計の書き方といたしまして「以上」というものが入っております。よくあいに了解しておりますので、この三年以上と申しますのは、すなわち三年そのものの数字であるというぐあいに理解しております。

○中谷委員 そうすると、いわゆる道交法との関係で併合罪になったというふうなものは、この司法統計の中には出てきていないわけではございすか。

○石原説明員 道交法の点につきましては、同じたいたいま御指摘の資料の一〇三ページ、道路交通法令違反事件の科刑状況のところは三年以上という欄がございまして、それに記載されているわけでございます。

○中谷委員 そうすると、統計の上では三年以上、二年以上とあるけれども、これは統計の形式の上からであって、それはもう禁錮三年というところが上限なんだ、こういう趣旨ですね。そういったしますと、この統計を拝見して非常に非常に奇異に感ずるのは、昭和三十九年と四十年で、三年以上の欄が二十と六、こういうことに相なっております。これは、一体どういうことなんでしょうか。この機会に四十一年の司法統計、あるいはまた四十二年の現在法務省において確認されている三年

以上のこの欄に当たる件数は一体どの程度あるのだろうか、この点はいかがでありましょうか。

○石原説明員 司法統計につきましては最高裁判所にもお尋ねしたのでございまして、現在昭和四十年までができておるといいますので、それまでの数字を掲げたものでございまして。なお、昭和四十一年、四十二年度におきます分につきましては、検察庁にかつて照会したものでございまして、私もとりまいたのは、中谷議員御承知のとおり実刑の部分でございまして、これは執行猶予が含まれている数字でございまして、その関係において、執行猶予になったものも含まれた分で四十年、四十二年の数字はとっておりません。

○中谷委員 三年以上というもののについて、別の資料によりまして、執行猶予の執行猶予率はゼロだというふうに向っておりますが、いずれにいたしましても、それを含むとか含まないは別にいたしまして、四十年、四十二年の資料というものはないわけですか。

○石原説明員 執行猶予を含めた分についての資料はございません。

○中谷委員 そうすると、執行猶予を含んでいない資料についてはお手元にあるということではございすか。もしあるとすれば、お答えいただきたいと思ひます。

○石原説明員 現在ただいま手持ちいたしておりますが、検察庁からとりまいた報告につきましては、後日提出することができま。

○中谷委員 三十九年から四十年、四十二年、この四年間を見通しまして、二十件から六件というこの傾向が、四十年、四十二年にどのような傾向に相なっているか、この点はいかがでございましょうか。

○石原説明員 御質問の趣旨やや判明しない点もありませんが、この司法統計年報は、有罪が言い渡された年次を中心にしてきていますのでございす。しかしながら、発生年月日から申し上げますれば、その前に発生したということもございすので、四十年、四十二年の分を見ましたとき

にも、判決の言い渡しがあった分だけしかたれないというところを御了承いただきたいと思います。

○中谷委員 そういうことを聞いているのじやないのです。大体判決の言い渡しに要する日数は一年二ヵ月だといことがいわれておる、常識になつておるわけですね。だから四十年の六、あるいは三十九年の二十というの、傾向としてはいつごろの事件だといことは容易に推定ができるだろうと思ひます。要するに、私が知りたいのは、そういう傾向を知りたい。昭和三十九年に二十件あったものが四十年に六件になつておる。そのことと刑法の改正を期待するのだとおっしゃっている。二十件もあつたものが六件になつておるということなら、四十年、四十二年はどういう傾向になつておるのか。要するに、質問は非常に端的なんです。ふえておるのか減つておるのか、この点をお尋ねしているのです。件数についての具体的な把握はないとおっしゃるのだけれども、一体どういふことになつておるんですか。逆に言いますと、昭和三十九年の二十件がピークであつて、あとはさらに漸増しているのか漸減しているのか、その点をお聞きしているわけですね。

○石原説明員 先ほど申し上げましたように、ただいま確たる数字を持っておりますので明確にお答えはできないのでありますが、四十年以降の分につきましては、同じような傾向が持続していると思ひます。

○中谷委員 同じような傾向というのは、三十九年に二十件あつたものが四十年に六件、圧倒的に少なくなつておるわけですね。漸増、漸減というものはない、言うてみれば激減している。そして四十年、四十二年と、そのような四十年のような状態が続いているという趣旨ですが、さらにまた、その激減しているような状態というならば、四十年、四十二年はさらに一そうそのようなカーブを描いて少なくなつておるという趣旨なんでしょうか、これはいかがですか。

○石原説明員 御質問の前提が悪質重大事件がふえておるではないか、あるいは行刑に頭打ちの傾向があるではないか、それが三年以上の数字が減つておるから、そういうことは見られないのではないかとこの点にあるのだと思ひます。しかしながら、私も考えておりますのは、法定刑が三年とありまして、この統計で出ますのは三年以上というものが相当多いわけですね。二年以上につきましては悪質重大事件と見られるのでありまして、その意味から申し上げますならば、これは足していただければすぐおわかりになります。昭和三十九年は十八件でありまして、三十八年四十九件、三十九年五十五件、四十年七十一件というぐあいに激増傾向を示しているものでありまして、この傾向は四十年、四十二年も同様であるというふうに見えておるわけでございます。

○中谷委員 評価まで入っていないのです。前にもそういうふうなお答えがあつたんです。二年以上についての三十五、六十五というところの欄を見てくれというふうな局長の答弁はもう先刻承知しているのです。ただ私が聞いていることにお答えいただきたいのです。私がお聞きしているのは、二十件が六件に激減しておりますね、そうすれば、そういう傾向が続いておるとおっしゃるんだつたら、四十年、四十二年はさらにそのようなカーブを描いて減つておるんですか、それとも、同じような傾向というのは、六件程度のものが四十年、四十二年と続いているという趣旨なのですか。だから、その二年のことはそのときに聞くのです。そこまでおっしゃつていただく必要はありません。そのことについておっしゃつていただきたい。

○川井政府委員 長期の三年、法定刑の一ぱい一ぱいといった事件は三十九年の二十件、それから四十年には司法統計で六件というふうにあつておられますが、私も実は四十年、四十二年の正確な司法統計による数字を非常に関心を持って知りたいたと思ひまして、その正確な数字を出すように前々から指示しておつたところでありまして、この裁判所のほうの統計はなかなか一種独特

な統計をとっておりまして、たくさんある中から一々また記録あるいは照会をしまして、先ほど申し上げましたような併合罪になっていようなものを除くとか、それから事故ばかりではございませんで、たまたま窃盗がくついついておつたためにたいへん重くなったというふうなものかなりあるやうでございまして、従来の統計の、一応出ている統計の中からまた個別に当たりまして、それらのものを排除して、純粹に事故だけのものにしろ、頭打ちが何件あるかというふうなことからやっておるわけでございます。そこで、四十一年、四十二年につきまして最高裁の事務総局のほうにお願いしまして、なるべく早い機会に前と同じような形、たてまえにおける数字をお示し願いたいということを言っているのではありませんけれども、実はまだ報告を受ける段階に至っていないというところでございます。そこで、それじゃ検察庁のほうへ至急照会をして、少なくとも四十年一度くらいでそういう数字は出ないかということをやっておりました、これもすでに倉庫に入っているものの中から一々出して、その内容につきまして、いま言いましたように、併合罪になるものを除きまして、純粹に事故だけという解釈で整理しまして、順次報告を受けておりますが、四十一年度については、四十年とほぼ同じく私の数字をいまのところ示しておるというふうに私承認をいたしております。ただここで、よいなことですがつけ加えさせていただきたいのは、私の考え方は、二十件だから多い、したがって、法改正の必要がより増大しておる、六件だからその必要は減ったんじゃないか——そこまでおっしゃらなかつたのでしようが、私、御質問をお聞きいたしましたし、もしそういうふうな大筋であるとしめすならば、私は多少意見が違つておるのございまして、刑法に掲げられました法定刑の最上限を具体的なケースにおいて量刑しなければならぬというところは、裁判の実情としては、特に刑事裁判の実態としては、これはかなり重大なことだと思つてございまして、前回に最高裁

の刑事局長も出ておりまして、もうこれ以上の悪質なものはないんだということにならないと、裁判官としては法定刑の一ぱい一ぱいをいくという量刑をするということではできないんだ、自分の長い判事の経験からいってもそうなんだという答弁をされておりました。私、裁判官をしたことはありませんで、私も検事の立場として量刑をする場合におきまして、これ以上の悪質なものはないという場合でないかと最高刑が盛れない、これが裁判の実態だ、こう思つてございまして、そういうたてまえに立ちますと、たとえ一件でも二件でも、年間におきまして最高刑を盛らなければならぬような事故が出ておるといふことは、私はやはり法改正の必要性を物語つて余りあるもので、こういうような立場に立つて、よいことをつけ加えさせていただきまして、

○中谷委員 はたしてそれでしようか。たとえだ、次のようなことを法務省は説明をされるわけですね。窃盗の場合は、初犯で懲役十年へいく例なんというのはいくらも、絶対にありませんとおっしゃる。本来、窃盗などという犯罪はむしろ反復累行されるところに意味があるのであつて、そういうことを言ひ出しますと、窃盗罪について、何十回もとにかくどうぼうをする、前科もたくさんある、そういう人の場合であつても、いらないわゆる刑の加重をいたしまして、上限としないのはおのずからきまつてくると思つて、たといふと、最近アメリカのほうでは、天文学的数字のどろぼうをしたというふうな報道がなされておりました。そういうような場合に、たとえ百億の金をとつたという場合、われわれは、その法定の刑についてはとうてい納得できないという場合だつてあり得るだらうと思つて、たとえ現在、日通の事件について五億円のお金が行くえ不明だといわれておる。はたして検察庁がどの程度捜査できるんだらうかというふうなことが伝えられておる。そういう事案についても、取贖罪にしろ、贈賄罪にしろ、法定刑の上限というものはきまつております。そういうような場合に、その

事件だけをれば、人によれば、とにかくこんな者は鳥流しにしたらいい、無期にしたらいいと言ふ人だつています。そういうふうな矛盾というものが、法定刑がきまつておる中にあるんじゃないか。いわゆるそういうふうな例というのが——克明に資料をと、やばを言つて要求はいたしませんけれども、上限一ぱいまできつたという事例が、ほかの事案についても私はあると思ひます。逆に申しますと、死刑の上というものはないわけですね。ただし、考えてみますと、二人の人を殺しても死刑、一人の人を殺しても死刑になる、十人の人を殺しても死刑、刑の質というものは死刑は死刑しかないんだから、そういうような場合、普通の死刑よりも重い死刑をしなければいかぬじゃないかという議論だつてあり得ると思ひます。しかし死刑というもののについてはもうはつきりきまつておる。そういうふうなことで、人間については、特に悪質な死刑からこういうような死刑の執行をしようなんということになつてはたいへんなことになる。そういうふうなことで、六件というその頭打ちというものがその程度のことであるならば、全体としての刑は上げべきではないという考え方を持つわけですね。これも局長よけいなこととおっしゃつたので、私もよけいなことと申上げておきたいと思ひます。

そこで、次にお尋ねをいたしたいのは、八十ページないし八十一ページの資料のうち、先ほどから何べんも引用いたしました昭和三十三年二十件、昭和四十一年六件、それから八十三ページの資料、昭和三十三年二十件、昭和四十一年五件、八十五ページの資料の昭和三十三年七件、昭和四十一年一件という、こういうふうな差違ですね、この原因は一体何か。こういうふうな差違の原因は一体何か、この点について御説明をいただきたいと思ひます。

○川井政府委員 この原因については、もちろん重大な関心を持つていろいろ検討中でございますけれども、この三十八年二十件、三十九年二十

件——これは偶然の数字だと思ひます。それから三十七年には十八件、その前には八件、それから四十年になつてまた六件と、こういうふうな数字になつておりますので、この傾向が、さらにまた二、三年少なくなつていくというふうな状況になつておりますれば、その辺の原因の検討ということがまた理由づけられると思ひますけれども、何といたしましてこれだけの数字しかございませんで、三十九年二十件、翌年の四十年が六件になつた、さあどうだ、こういうふうないろいろ考へてみましても、的確な理由というものはつきりつかめないものであります。ただ、先ほど刑事課長からもちよつと触れまして、あとで御質問になるということですが、あわせて二年以上を見ていきますと、これが大体同じような傾向でもつて漸増をしていくというふうな傾向を示しておりますので、この辺のところもあわせ考へまして、頭打ちの三年がなぜ減つてきたかというふうなことにについては、いまのところの確に答へざるやうな理論的な根拠を持ち合はせておられます。私も関心を持って、ほかのいろいろな数字あるいは実態とあわせて今後検討していきたい、こう思つております。

○中谷委員 刑法の改正案が最初に国会に提案されたころは、三十八年、三十九年ごろの資料があつたときだらうと思つて、したがって、いままで、こういうふうな差違してくると、やはり提案の理由あるいは趣旨あるいは提案しなければならぬ情勢というものが変わつてきたんじゃないかと思つて。しかし、その点については、五件あるいは六件と激減しておつても無視できないんだという、私のほうは、その点については別な考へ方を持つておるという点で違つたわけなんですけれども、では、原因究明という観点から一点だけお尋ねをいたします。

一体検察官が求刑をされますその求刑というものはどういう意味を持つていのかということについては、いろいろな考へ方や評価があると思つて、すけれども、検察官の意思としてこの八十一

○川井政府委員　三十九年の二十件について何年の求刑をしたか、またその年の二年以上の量刑があつた六十五件についてどういふうな求刑をしたかということ、いますぐ――手元に持ち合しておりませんが、二年以上あるいは三年以上のような重刑を言い渡された者は、ほぼ検事の求刑と歩調を合わしておるという傾向を申し上げることができると思ひます。

○中谷委員　そうすると、昭和三十九年、昭和四十年の三十五件、六十五件というのは、ほぼ檢察官の求刑と歩調を合わせておるといふことは、二年あるいは二年六カ月程度の御求刑があつたものではないかと思われる。こういうことの趣旨だとすると、頭打ち論というのは、悪質事犯が激増しておるといふことは刑事局長も二年以上の御説明の中で力説された、これは私も認めます。悪質事犯でないとは絶対に言わない。しかし、二年以上の欄については、現行の禁錮三年以下でまかなえないということになるわけですね。

○川井政府委員 そのとおりだと思います。やはり三十年から、ここに示しておりますような統計資料を、ごらんになっていただきましてもわかりますとおり、八件でも六件でも、とにかく最高刑の三年以上というふうな刑が具体的なケースにおいて盛られなければならないというような実態をやはり重要視しなければならぬ、こう思っております。

○中谷委員 先ほど、傾向として、二年以上については、ほぼこれに見合うところの求刑があつたものと思う、ということの御答弁がありました、その求刑の内訳については、資料としてお示した

○石原説明員 調査にある程度日がかかると思いますが、調査後であれば、資料を提出することができます。

○中谷委員　そうすると、いま一度お尋ねをいたしますけれども、近時、悪質な交通事犯が激増した、そうでございますね。そうしてそれは未必のものの故意と紙一重の事案というものがある、こういうものについては刑法を改正しなければまかなえないのだ、こういう趣旨の歴代の刑事局長さんの御答弁であったと私は思うのです。といたしますと、激増したが、まかなえないとおっしゃるけれども、二年以上という欄に書かれているものは悪質な事犯だ、これはしかし、現行刑法の二百十一条でまかなえる。そうすると、激増したのでまかなえないというのは、この二十件、二十件、六件、これが激増したという趣旨なんです、ございますか。

○川井政府委員 この交通事故は、御説明するまでもなく、重い軽い、情状の悪質、しからざるものとかにかかわらず、ものすごい勢いで激増しているということは御存じのとおりでございます。その中で何を悪質と言うのかということは、これはまたいろいろ人の見方によって多少ニュアンスも相違があるかもしれませんが、私どもが悪質と主張いたしておりますのは、自動車の場合でしたら、酒を飲んで運転するとか、あるいは無免許のままで運転するとか、あるいは著しい無謀な運転をするとかいうようなことが直接の原因となって重大

な人身事故を起こしたというようなものを私ども一応悪質ということばで概念づけているわけでございます。そこで、量的に非常にふえました事故の中で、いま申し上げましたような基準でもってしさいに検討してみますと、そのいわゆる悪質なる事故も、全体の量的な増加と正比例いたしました非常にふえているというようなことを悪質なる事故が激増しているのだというふうな表現でいままで申し上げてきたわけでございます。

そこで、現行法は禁錮三年以内ということになつておりますので、検察官も裁判官も、実務の

て悪質なものとしからざるものとに段落をつけて
適当に量刑をしていくことになっておりま
すので、その裁判の実際の結果、最高刑の三年を

いったいものだけがいわゆる悪質な事犯であつて、たとえば、二年ないし二年半というような量刑を得たものは、これはいわゆるいま申し上げましたような基準から申しますと、必ずしも悪質ではなくて、禁錮三年の範囲内で十分まかなへるものだというふうにはきちんと言い切ることはできないのじゃないか、こう思うわけでございます。悪質とは何ぞやということが法律でまづおるなら別問題でございますけれども、御承知のように、そうではなくて、情状の酌量なり評価の観点でございますので、その辺につきましては、悪質の幅にかならない幅があるものだというところでございます。その幅を具体的に刑に当てはめまし

て、その具体的なケースについて定められた法定刑の範囲内でどれだけの刑を盛るかということとは、これはなかなか一がいに割り切つて御説明申し上げることはできない、こういうふうに思うわけでございます。私は、算数的には、頭打ちの三年をいったというものは、これはきわめて明白でございますけれども、必ずしも三年でございませんでも、たとえば二年半以上ぐらゐな重刑をいった、三年の法定刑の中で二年半という刑がいったということは、これはかなり悪質性を示すものであるからうかというように考えておるので

ごいます。

○中谷委員　私は、二年以上の者は悪質なんだ、こういう前提でお尋ねをしたつもりなんです。また、そのように申し上げました。それはたいへんな悪質なんだ。ところが先ほどの局長の御答弁によれば、このくらいの量刑をされる者はほぼそれと同程度の求刑があつただろうと思われる、こういう御答弁があつたから、悪質な事案が激増しておるとおっしゃるけれども、それは別に二年以上という線を引きならば、ことに刑事課長は、二年以上のものがふえておることをよく見てくれ、こ

えるし、現行刑法のワク内の問題ではないでしょうか、こう私はお尋ねをしたわけです。そういったしますと、どういうことに相なるでしょうか。二

年以上の場合、求刑は二年以上の他刑と見合うような求刑をしておるといふことだけれども、かりに刑法の改正案が通つて、懲役もしくは禁錮の五年といふことに相なつてきた場合に、現行刑法の三年の範疇内において二年六ヵ月程度の求刑をしておつたものが、要するに五年まで上がる、この二年以上といふ欄の付近の求刑といふものも大幅に増加してくる、求刑が上回ってくるのだといふことに伺ひしてよろしいですか。

○川井政府委員　悪質重大なものが頭打ちないしはそれに近い傾向を示しておるといふことで、刑事政策ないしは刑政のあり方として、特に刑法といたう法律のあり方として禁錮三年という法定刑は

適当でない、こういう観点から相当程度の法定刑の引き上げが必要だ、こういう立場に立つて法の改正ということをお願いしておるわけでござい
ます。

そこで問題は、具体的な数字にあらわれてきたところで、いままで三年で済ませておったのだからして、三年までのところは五年に上げなくても三年でいいのじゃないか、いまのところは三年が一ぱい一ぱいですからこれ以上の求刑もできませ
んし、これ以上の言い渡しもできないわけでござ
いますので、われわれが三年以上でいいと思われ

るような事案は、三年というあたりに集中して求刑が行なわれ、また量刑が行なわれていた、こういう立場に立つわけでございます。きちんと判決でもって三年がいったというやつは、三年では足りないんだ、ほんとは三年より上でなければいけないけれども、三年が頭打ちだから三年でやめておいたんだ、必ずしもこういうふうなわけにまゐりませんし、また、たとえば二年半という判決が言い渡されたというような場合におきましても、三年という幅の中での二年半ということは、また別な重要な意味を持つておるものではない

か、こう思うわけでございまして、個々の具体的なケースにつきまして、この情状の評価に応じて定められた法定刑の中で刑が盛られていくというふうな、微妙な、また慎重な実態を考えてみますと、今日三年という量刑の中で二年半という求刑をした事件というふうなものは、未来永劫に二年半でいいんだということにはならないと私は思います。なぜかという、たとえば、一年とか罰金とかいうような刑罰でしたら、これはまた考え方が別問題でございすけれども、三年というところでもって二年半というふうな悪質な情状を持ったというふうなケースにつきましては、これはまた、そのときそのときのケース、ケースによりまして別な判定が行なわれる可能性は否定し得ないと思ひます。

○中谷委員 そうすると、悪質だというのは、ことに一年以上というふうなところで実刑の判決を受けた者も悪質でございすね。そうなるべくと、一番頭打ちになっているものだけの刑を上げるんです、ということでは何べんも何べんも御説明をいたされた。だから、罰金も上げてないじゃないですか、ということでもって説明してこられた。ところが、三年という法定刑の二年以上なんだ、そうなるべくと、法定刑が五年というところになってくると、二年以上というところも五年という法定刑内におけることになって、従来の事案よりも上がってくるだろう、慎重におつしたけれども、そういうふうなお話がある。そうすると、一年以上というの、三年という範囲内の一年以上と、五年という範囲内の一年以上とは意味が違ふんだということになれば、上がってくるだろう。同じく六カ月ということになつてきても、五年という範囲内の六カ月と三年という範囲内の六カ月と違ってくる。意味が違ふ。おつしやるといふ違ひから、これも上がってくるだろう。そうすると、三年ということになってくると、五年とは違ふんだから、執行猶予の率も違ふことを検察庁としては期待するだろうということ、法定刑が上がったことによって、検察庁

としては全体としての刑の引き上げを結局期待している、あるいは期待しないまでも、そういう傾向になるんだということを、いまおつしやうとしたが私は理解できないのです。そういうことだとすると、従来の御答弁とは若干違ふと思ひます。要するに、二年六カ月の求刑で、その二年六カ月の判決をいれる傾向にあるとおつしやうから、三年以内でいいと私は思ふのです。そうすると、本来五年であれば、四年か四年半くらい求刑したいけれども、最高刑が三年だから二年六カ月でしようとしていたのだという趣旨だとすると、全体として刑の引き上げという問題が出てまいりますね。そういう傾向も、いまお認めになつたような気が若干いたしますけれども、いかがでしようか。

○川井政府委員 法の改正を行なう場合の態度といたしまして、立法の趣旨についてはいろいろな慎重な考慮をめぐらしたわけでございす。そこで本件は、何と申しまして緊急を要する一部改正ということでもございすので、特に必要性に重点を置きまして、その範囲内でもって当面これをまかなつていくという考え方に立つておりますので、また話がもとに戻りますが、結局、悪質重大事犯についてこの程度ではまかないないのでもう少し刑を上げるのだ、平たく申して、こういうたてまえでございす。したがうして、刑の下限でございすけれども、下限につきましては、特に体刑については規定はしておりませんので、一カ月、罰金については、罰金の規定がございすから、罰金についてはこの際さらに特別の手を入れないというたてまえでございすわけでありまして、これは検事が求刑をするとかなんとかいうことではありませんが、法律ができました上は、申し上げるまでもないことでもございすけれども、裁判所の良識ある量刑ということにまたざるを得ないわけでもございす。その場合に非常に問題になりますのは、裁判官が量刑する場合に、上限だけを上げて下限を上げていないという立法のしかたというものは、裁判官が量刑する場合に非常

に大きな考慮の対象になる、こういうふうな確信にいたつてございす。また、この立法をするにあつたの長い国会の論議というふうなものも、裁判官が量刑をする上において重要な参考資料になる、こう思つてゐるわけでありす。

そこで問題は、いまの点でございすけれども、五年以下という体刑の範囲内におきまして、具体的なケースについて具体的な事件をさばくその裁判所が、その裁判所の見識と良識と、それから記録、法廷にあらわれた資料等を十分に勘案いたしまして、その範囲内でもって、そのケースについて最も適当な刑を盛る、こういうことが刑事裁判の約束というか、大きなたてまえになつております。いままでの長い間の日本の裁判所の量刑というものは、最近特に盛んになつております。これは御存じのとおりでございすが、そういうふうなものを検討し、また、将来の裁判の量刑のあり方というふうなものを総合的に推測いたしまして、五年になつたからと、いままで一年なり、あるいは罰金なりで済んでいたというふうなものが、とたんにそれに応じてスライドして重い量刑が行なわれるというふうなことは決してないものだといふふうに、そういう確信に立つてゐるわけでもございす。

○永田委員長 猪俣浩三君。
○猪俣委員 法務大臣が御出席になつていますから、法務大臣に簡単に御質問してみたいと考えます。

私は、去る三月十五日に、法の解釈の態度につきまして法務大臣に質問いたしました。これは私は、老婆心で申し上げたものであることを断つてあるはずである。また、そのときの法務大臣の私への、発言中不穩当のところを取り消したらどうだというお話も、これも悪意あるものとは私は考へておりません。老婆心で申されたものだと思つておるのではありません。ただ、どうもあなたは憲法に少し暗いような気がするのだ。一体、法の秩序の根源は憲法である。法務大臣はその最高の

行政の責任者でなければならぬ。だから、倉石君なんかよりあなたのほうが憲法というものについてよほどしつかりした解釈をとつておらなければいかぬと思うのだ。その意味において、この際にお尋ねをしたいと思ふ。

私は、二十年近い議院の生活におきまして、委員会において、あるいは本会議においての議員あるいは委員の発言について所管の大臣が取り消しを要求されたなどという事例を聞いたことはありません。同僚の他の自民党の議員諸君が何の発言もしないにかかわらず、答弁に立つておる大臣がその発言の取り消しを委員に要求するがごときことは、いまだかつて経験したことがない。そこで私は、あなたの憲法解釈について疑いを持つてきた。あなたは府知事として長らく府会なんかに臨んでおられたと思ふ。自治体の議員と国会議員では、その資格が非常に違ふのです。あなたは混同されてゐるのじゃないかと思ふ。まず第一に、自治体の議員と国会議員は一体どが違ふのであるか、同じ議員であるがどが違ふのであるか、それについてあなたの認識を御説明願ひたい。

○赤間國務大臣 お答えを申し上げますが、私は、別に先輩の猪俣議員の発言に取り消しを要求するとか、そういう法規めいたことをやるつもりはないのであります。私は尊敬する先輩として、お取り消しになつたらいかでございすかと、この事実上のことを申し上げた、こういうふうにとつ御了解を願ひたい。猪俣議員も、私には老婆心からいろいろと教えていたでいて、私はありがたく思つております。私もまた、先輩としても、そういうことは事実上委員長の方で取り消されたらどうかということ、法規に基づいてやつたものでないことの御了承をひとつお願いしたいと思ひます。そういう点について、何も格別おしかりを受ける意味のことを言うたように考へてなくて、むしろ、穏やかにやつていくためにはそれがぐあいがいいのじゃないかというふうな、一種の老婆心から申し上げたことを御了承を願ひたい。

○猪俣委員 これは私は最初に言ったのです。私も老婆心、あなたも悪意があつて言ったのじゃないことはよくわかる。しかし、あなたはいま法務大臣という地位にあられる。そしてしかも、これは正式の国会の委員会です。その発言に、廊下で立ち話をするような態度ではいかぬと思うのです。あなたの一言一行というものは相当重大な責任がある。いまだかつて私も経験したこともない。委員に対して大臣が取り消したらどうだという、たとえそれが老婆心であつたにしても、異常なことですよ。それをあなたが異常だと感じないところに私は少し疑義がある。そこでいまの質問をしたわけなんです。これは何といつても現職の法務大臣、憲法の最高の番人でなければならぬ。それが国会議員の地位あるいは府県議員の地位なんというものをどういうふうにお考えになつてゐるかというふうなことは、私は大きな問題だと思ふ。あなたは、大臣として今後大いに有終の美をなされる意味においても、しっかりと観念をお持ちなさらぬと非常な間違ひを生ずると思ふのです。私は、これはまだ党の人にも何も話しておりません。それは、これを大げさにしたくないからです。しかし、あなたはしっかりと考えを持ってやらないと、これはいかぬと思うのです。国会というものはそう簡単なことじゃないのです。そこで、あなたは一体国会議員と府県議員との違いはどこにあるとお考えになつておるか、私はお尋ねしてゐるのです。あなたは長らく府県議員を相手にしてこられたから、そういうふうなおつもりでゐると非常に違ふのだ。それは、われわれが違ふということとは感情上言つてゐるのではない。憲法に確固としてある規定から出てくるのです。それについて御説明いたさ

本でございます。申し上げるまでもなく、国会議員は憲法によつて身分を保障されておる。つまり人格の方の集まりである、かように私は考えております。そういうことにつきましては、今後一そつとつ国会の権威を皆さん方の御協力を得て高めていくことに努力していきたい、かように私は考えておるのではありません。府県議員などとは全然立場が違ふものである、かように考えております。

も言わないでおるのに、答弁に立つた大臣が、そのまゝの姿でそういう勧告をするというところは、これは実に異常なことなんだ。三権分立の問題にまでさかのぼります。これはあなたの責任問題ですよ。しかし私は、あなたがほんとうに好意でおやりになつたと思ひますから、党にも話をさせんし、何も話をしない。それこそあなたの認識が――あなたもまだ国会議員になられてから日が浅いんだ。今後の認識を間違ひないように私は申し上げておる。国会議員と自治体議員では非常に性格が違ふということを頭に置いていただきたい。さればこそ、国会議員は院内における言論については一切の責任を負ふぬという全く特殊な特権が与えられておる。院内のことは院内の自律権に従つて処罰を受ける。これは、私が取り消さなければならぬ言論を吐いたとするならば、それを権限として抑止できるのは議長ですよ。国会法の百十六条に明記されておる。大臣じゃありません。あなたは言つた、法規に従つた正規の発言じゃないのだ、そう言われたでしょう。それは了解いたします、別に私も意地悪くあなたを責めるつもりはございせんが、その区別をわきまえない。国会議員というものは院内での言論に対して責任を問われない。ただ、それに対して責任を負わせるのは議長であり、懲罰委員会ですよ。大臣の責任において、自己の所管事項について答弁している間に、議員に発言を取り消したらどうだなどと言ふことは不謹慎きまる話なんだ。あなたが田中前法務大臣だったから私はここでやめさせんよ。憲法の専門家なんだから、許すことはできない。だけれども、あなたはそうじゃないから、私はこの程度にしておきますが、どうかさような行動、とにかく議員よりも大臣がえらいなんという頭になつて答弁をなさつてゐるといふことにはなる。これは、論じますれば三権分立の問題から、あなたの行為に対して相当な非難が出てくるわけですが、あなたはそんな悪意のある方だと思ひませんので、私はこの程度にしておきます。くれぐれも間違ひなさぬように、これを最

後に老婆心で申し上げておきます。

○赤間國務大臣 御注意の点は、将来そういうことのないようにひとつ十分注意いたします。

○猪俣委員 私はこれで終わります。あすまたお尋ねします。きょうはこれで終わります。

○永田委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 最高裁の方にはいぶん長いことお待ちいただいたのでありますので、刑事局長に対する質問を一応中断いたしまして、最高裁にお尋ねいたします。

刑事局長の第一課長さん、おいでいただきたいと思ひますが、次のような質問を最初にさせていただきます。最高裁の事務総局刑事局調査によりまして、「昭和四〇年中に業務上過失致死罪で五〇人以上に對し一年以上一年六月未満の自由刑を言い渡した地方裁判所は全国で四庁」あるそうですが、これらの庁での実刑率は、東京、名古屋、神戸、大阪とありまして、一部検察庁などでは、いわゆる実刑率が違ふということについて、何か意見らしきものを持つてゐるような向きもあるやに聞いてゐるわけです。こういうふうなことは、先ほど刑事局長がおっしゃつたように、まさに各裁判所の考え方、各裁判官の事件に対するお取り組みによつて、あり得べきことだと私は思ふのですけれども、この点についてひとつ最初に御答弁いただきたいと思ひます。

○赤間國務大臣 重ねての御質問でございましてのでお答え申し上げますが、私は、法務大臣といたしましては、申すまでもなく、憲法の番人と申しますか、憲法を徹底的に順守し尊敬し、これによつてやつていきたいというのが私の考え方の根

本でございます。申し上げるまでもなく、国会議員は憲法によつて身分を保障されておる。つまり人格の方の集まりである、かように私は考えております。そういうことにつきましては、今後一そつとつ国会の権威を皆さん方の御協力を得て高めていくことに努力していきたい、かように私は考えておるのではありません。府県議員などとは全然立場が違ふものである、かように考えております。

も言わないでおるのに、答弁に立つた大臣が、そのまゝの姿でそういう勧告をするというところは、これは実に異常なことなんだ。三権分立の問題にまでさかのぼります。これはあなたの責任問題ですよ。しかし私は、あなたがほんとうに好意でおやりになつたと思ひますから、党にも話をさせんし、何も話をしない。それこそあなたの認識が――あなたもまだ国会議員になられてから日が浅いんだ。今後の認識を間違ひないように私は申し上げておる。国会議員と自治体議員では非常に性格が違ふということを頭に置いていただきたい。さればこそ、国会議員は院内における言論については一切の責任を負ふぬという全く特殊な特権が与えられておる。院内のことは院内の自律権に従つて処罰を受ける。これは、私が取り消さなければならぬ言論を吐いたとするならば、それを権限として抑止できるのは議長ですよ。国会法の百十六条に明記されておる。大臣じゃありません。あなたは言つた、法規に従つた正規の発言じゃないのだ、そう言われたでしょう。それは了解いたします、別に私も意地悪くあなたを責めるつもりはございせんが、その区別をわきまえない。国会議員というものは院内での言論に対して責任を問われない。ただ、それに対して責任を負わせるのは議長であり、懲罰委員会ですよ。大臣の責任において、自己の所管事項について答弁している間に、議員に発言を取り消したらどうだなどと言ふことは不謹慎きまる話なんだ。あなたが田中前法務大臣だったから私はここでやめさせんよ。憲法の専門家なんだから、許すことはできない。だけれども、あなたはそうじゃないから、私はこの程度にしておきますが、どうかさような行動、とにかく議員よりも大臣がえらいなんという頭になつて答弁をなさつてゐるといふことにはなる。これは、論じますれば三権分立の問題から、あなたの行為に対して相当な非難が出てくるわけですが、あなたはそんな悪意のある方だと思ひませんので、私はこの程度にしておきます。くれぐれも間違ひなさぬように、これを最

後に老婆心で申し上げておきます。

○赤間國務大臣 御注意の点は、将来そういうことのないようにひとつ十分注意いたします。

○猪俣委員 私はこれで終わります。あすまたお尋ねします。きょうはこれで終わります。

○永田委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 最高裁の方にはいぶん長いことお待ちいただいたのでありますので、刑事局長に対する質問を一応中断いたしまして、最高裁にお尋ねいたします。

刑事局長の第一課長さん、おいでいただきたいと思ひますが、次のような質問を最初にさせていただきます。最高裁の事務総局刑事局調査によりまして、「昭和四〇年中に業務上過失致死罪で五〇人以上に對し一年以上一年六月未満の自由刑を言い渡した地方裁判所は全国で四庁」あるそうですが、これらの庁での実刑率は、東京、名古屋、神戸、大阪とありまして、一部検察庁などでは、いわゆる実刑率が違ふということについて、何か意見らしきものを持つてゐるような向きもあるやに聞いてゐるわけです。こういうふうなことは、先ほど刑事局長がおっしゃつたように、まさに各裁判所の考え方、各裁判官の事件に対するお取り組みによつて、あり得べきことだと私は思ふのですけれども、この点についてひとつ最初に御答弁いただきたいと思ひます。

いうことは、一面において好ましくないわけでもございしますので、その点につきましてはいろいろ会同を催したり研修などの機会に検討をいたしておりますが、少なくとも表面にあらわれた数字のようには、現実にはそういう地域差はないのではなかろうかというように考えております。

○中谷委員　数字だけ見ますと、先ほどの実刑率が、東京が四八％余りです。それから名古屋が同じく四八％、神戸がうんと少なくて、大阪が一％少しということ、この点について先ほどから私がお尋ねをいたしております法務省の刑事局の付の検事のレポートによりますと、過失致死傷の事件に対する実刑率の相違というものは、特に東京と大阪をとっておられるようでも、結果主義と過失主義の相違によるものであらうかと、考えるというふうな意見を述べているのです。はたしてそういうことで簡単に断定していいのかどうかの問題が、まず私あると思います。それからこれは裁判官の一つの意見というよりも、一つの推定をされた御見解の中には、「示談に対する評価の差が東京と大阪の量刑上の差をもたらす最大の原因ではないかと思われる」というふうなお話もあるようです。そういうふうな点を私若干指摘をいたしたのですけれども、結局そういう点と、そういうふうな、私が指摘をいたしました点とを踏まえた上でも、課長さんの御答弁は、要するに量刑上において数字づらを見ただけで、数字づらにあらわれたような差があるとは思えない。したがって、たとえば量刑上において、これは以下は法務省付検事の若干の意見のようなものであります。が、「一般人の納得し難いほど著しい地域差が存在することはたしかに問題であらう。」などと云っておりますが、そのような数字づらだけをながめて単純に評価すべきではなく、一般人の十分納得し得る合理的な地域差だ、こういうふうにお伺いしてよろしいのでしょうか。

○佐々木最高裁判所長官代理者 お尋ねの点でございしますが、まず質問の最初に東京と大阪の地域差というものがございましたが、確かにそういう

数字の」の状況がございまして、これは私どものほうでも十分検討いたしたわけでございますが、その結果、実刑率が大きく違つてまいりました最も大きな原因は、ここに法務省いらつしやいます、起訴基準が東京と大阪でうんと違つていたということが、一番大きな原因であつたように思われます。つまり大阪では公判請求される事件が東京では略式で処理されるというような――それは事件数その他の関係でそうなつたのだと思ひますが、したがひまして昭和四十一年度におきましては、大阪地方検察庁の起訴基準というものが東京地方検察庁の起訴基準にある程度近づいて処理なさつてゐるやうに伺つておりますが、その結果だつてもございせんが、そういうことが大きく原因になりました、四十一年度におきましては実刑率その他の処分につきまして、東京と大阪ではかなり近い状態になつてまいつております。

○中谷委員 最高裁に対するお尋ねをずんずん続けていきますが、いまの点ですが、刑事局長さんにお尋ねをいたします。

従来から東京と大阪との起訴基準がずいぶん違う。逆に言いますと、東京で起訴されたらもう助からぬというふうなことが往々にして言われていたわけですが、こういうふうな起訴基準が違うというふうなことは、法務省としてもやむを得ないこととして理解しておられるのかどうか、この点はいかがでございましょうか。

○石原諒明員 先ほど佐々木課長から会同等によりまして意見の交換等を行なっているという話がありましたが、私どものほうも同様でございます。いろいろな実刑率、あるいはその逆である執行猶予等につきまして、資料を配付いたしました。検討はしているのでございます。しかしながら、事件はそれぞれ具体性を帯びているものでございまして、その具体性の程度がどれほど違うかというところは、数字においてはなかなかあらわれにくい点がございます。そういう関係でございます。まして、起訴基準と申しましても、数字上のものものを、あるいは型式、図式にしたものを統一いたし

ましても、やはり個別的事件の差に応じまして基準が違ってくるのもやむを得ないところがあるかと存じます。しかしながら、一般的な傾向として申し上げますれば、いわゆる起訴基準は最高検のほうで見ているものですが、状態が同じようなもの、状況が同じようなものにつきましては、順次同一になりつつあるものと考えております。

○中谷委員　特にあまり聞き過ぎておりますので、この点はやはり数字だけを見ると、地域差があると思えますが、神戸が実刑率一・八％でございすね。そうすると、東京が四八・四％ということになると、実刑率というものにはずいぶん差があることは、これはもういないない事実だと思ふのです。そうすると、裁判所のほうで適正な、そして公正な、合理的な量刑をとにかくしておられる、この点私そういうふうに信じてますが、そうだとすると、結局、本来神戸などのほうでは公判請求すべきものを東京のほうでは略式命令で落としていく。したがって、公判請求されている事案というものは、ずいぶん、俗なことばでいえばよりすぐれたものだけが公判請求されていく。したがって、起訴基準、公判請求の基準というものが、東京と神戸ではずいぶん違うというふうに言わざるを得ないと思うのです。それは量刑の面でずいぶん違うのだとおっしゃれば別ですけれども、この点はいかがでしようか。

○川井政府委員　私は裁判所のこの種事件についての量刑についてとやかく意見を申すわけではございませんけれども、たてまえといたしまして、裁判所は個々に、申すまでもなく独立した機関でございまして、そのケースについてあらゆる観点から情状その他を勘案されまして、そして最も具体的妥当性のある刑罰が盛られるというのがたてまえでありますから、私は、裁判というものをそういうものと理解する限りにおきましては、むしろ裁判の段階においてはある程度差が出てくることは当然であり、またやむを得ないことではなからうかと思うわけであります。ところが、私のほ

うは一佐化した機関でございまして、常時――実
はあしたも副検事の全国会同をやりまして、この
種事件について打ち合わせをやることになってお
りますが、そのような会議を年間数回開いており
ますので、ただいま御指摘になりましたような数
字なりあるいは各地における地域差なりというも
のを取り上げまして、常時具体的な検討なり連絡
をいたしておりますので、求刑のほう、あるいは起
訴基準というふうな面についてこそ全国的な統一
ということがたてまえとしてとりやすく、また順
次それをとるように心がけておりますけれども、
これにもおのずから限度がありますので、細部に
わたって全部統一することじゃありません
で、それぞれの検察庁のその地域における地域差
とか地域的な伝統とかいうふうなものを尊重いた
しまして、かなりの自由裁量の分野を残してお
ります。もちろんしさいに御検討いただければ、い
ろろまた問題点があろうかと思えますけれども、
私どもの面におきましては、起訴基準につきまし
ても、求刑基準につきましても、きちんとしたも
のはつくっておりますけれども、東京ではこの程
度のものをやっているな、大阪ではこの程度の
ものをやっているなということが、各地の検事に
一目了然にわかるような資料を常時渡してやっ
ておりますので、それは、そういうふうなものを
基準に置きつつ起訴基準を考える、その地域に
妥当した求刑基準をつくってやっておるものだ、
私どものほうはこういうふうに考えております。
いまおあげになりました数字につきましては、私
も前からいろいろ関心を持っておりますが、確
かにいろいろな問題点があると思いますが、これ
はいろいろ条件を勘案いたしました上で総合判
断すべき問題ではないかというふうに思っております。

○中谷委員 次に、刑事第一課長さんにもう一
点だけお尋ねをいたしまして、最高裁の刑事局
に対する質問は終わりたいと思うのです。

いわるる刑罰の感銘力あるいは威嚇力というふ
うな問題に関連をしておいでいます。要するに、
次のような説をなす人がいるわけです。反則金の

制度というのは、結局反則金制度が施行されるに至ったのは、罰金の刑罰的性格というものが、付科手続の機械性やマスプロ性のゆえに著しく希薄なものになってきた、そういうふうな中では、罰金刑に処せられた者の心の中に刑事司法全体に対する不信と軽視の念が生じてくることは否定できないというふうなことで、反則金制度を推進していくという考え方が一応法務省の意見のようになつた。別な角度から申しますと、何かいわれる刑事司法全体に対する不信と軽視というふうな、大上段にかぶった見解を述べておられるのですが、そうすると、業務上過失致死傷が禁錮三年であつたのが、禁錮もしくは懲役五年ということ、上段が、法定刑が上がつてくる。しかし、そのすそ野のほうにおいてはいま、罰金のほうでは上げないといふことは何べんも力説をされる。上げないどころか、反則金制度というもので、金で済むではないかというふうなことが、いわれる。そういう制度を推進される。むしろそういうふうな反則金制度というものが、かえって刑罰の感銘力というものを全体としてなくす作用をするのではないかというふうな感じも私はするわけですが、この手続の問題について、反則金制度については憲法上の若干の問題点もあつたと思ひますが、もし上げればそういう点も含めて、現在禁錮刑を大きく上げようとしている中において、反則金制度というものは刑の威嚇力とか感銘力というものの観点から見ると逆の作用をするのではなからうかというふうな感じもいたしますが、この点について、特に司法全体の問題であらうと思ひますので、最高裁の御見解を承りたいと思ひます。

で、どうしてもある程度画一的な処理にならざるを得ないわけでございます。だからといって、罰金の感銘力がないというように私は私も考へていないわけでございます。今回反則金通告制度が実施されましたあとの問題でございますが、特に私も裁判所といたしまして、交通事故、特に業務上過失致死傷事件のうち相当数が罰金刑でございます。いまして、略式手続で処理されておりますけれども、その点につきましては、反則金からのとやかく言われるほどの影響があるかどうかという点につきましては、実施してみなければわからないことでもございますが、その業務上過失致死傷事件の罰金刑というもののについての裁判のあり方というものにつきましては、疑問を感じておられるというふうなことはございませぬ。

数字を五に直すということだけが非常に先行してゐる、私はこういうふうな感じがするわけなんです。だから、もう一度お尋ねをいたしますけれども、なるほど現状のもとにおけるところの罰金のいわゆる納付に至るまでの略式手続、交通裁判のあり方というもののについては、刑罰の感銘力というものを低下させたような経過はあつたかどうか、片一方では反則金制度というふうなものは矛盾しないのだからかというふうな感じがしますが、いかがでしょうか。

調査の集計結果「昭和四十一年四月から十二月分までの最高裁民事局で御作成になりましたものについて私なりに検討させていただいたのですが、どうも時間の関係で詰まらまいまして、詳細に本日お尋ねをすることができませんので、非常に恐縮ですが、一点だけお尋ねをいたしたいと思ひます。と申しますのは、この表の中に訴訟救助の項を特に起こしていただいているわけですから、従来各地方裁判所に取扱いの基準をいたしまして、生活扶助を受けているという証明をつけていっていわゆる訴訟費用の免除の決定を受けるといふふうな例になつていようですけれども、現実の交通事故被害者の場合は、生活扶助を受ける、あるいは受けていないというふうなことで、それを受けていないけれども、ずいぶん金銭的な面で困感している面が多いと思ひますが、この点について、何か特に裁判所のほうで今後前向きな形で訴訟費用の免除等の問題について御配慮いただけるのかどうか、ひとつ本日は非常に恐縮ですが、いかがでございませうか。

制度というものは、結局反則金制度が施行されるに至ったのは、罰金の刑罰的性格というものが、付科手続の機械性やマスプロ性のゆえに著しく希薄なものになってきた、そういうふうな中では、罰金刑に処せられた者の心の中に刑事司法全体に対する不信と軽視の念が生じてくることは否定できないというふうなことで、反則金制度を推進していくという考え方が一応法務省の意見のようになつた。別な角度から申しますと、何かいわれる刑事司法全体に対する不信と軽視というふうな、大上段にかぶった見解を述べておられるのですが、そうすると、業務上過失致死傷が禁錮三年であつたのが、禁錮もしくは懲役五年ということ、上段が、法定刑が上がつてくる。しかし、そのすそ野のほうにおいてはいま、罰金のほうでは上げないといふことは何べんも力説をされる。上げないどころか、反則金制度というもので、金で済むではないかというふうなことが、いわれる。そういう制度を推進される。むしろそういうふうな反則金制度というものが、かえって刑罰の感銘力というものを全体としてなくす作用をするのではないかというふうな感じも私はするわけですが、この手続の問題について、反則金制度については憲法上の若干の問題点もあつたと思ひますが、もし上げればそういう点も含めて、現在禁錮刑を大きく上げようとしている中において、反則金制度というものは刑の威嚇力とか感銘力というものの観点から見ると逆の作用をするのではなからうかというふうな感じもいたしますが、この点について、特に司法全体の問題であらうと思ひますので、最高裁の御見解を承りたいと思ひます。

で、どうしてもある程度画一的な処理にならざるを得ないわけでございます。だからといって、罰金の感銘力がないというように私は私も考へていないわけでございます。今回反則金通告制度が実施されましたあとの問題でございますが、特に私も裁判所といたしまして、交通事故、特に業務上過失致死傷事件のうち相当数が罰金刑でございます。いまして、略式手続で処理されておりますけれども、その点につきましては、反則金からのとやかく言われるほどの影響があるかどうかという点につきましては、実施してみなければわからないことでもございますが、その業務上過失致死傷事件の罰金刑というもののについての裁判のあり方というものにつきましては、疑問を感じておられるというふうなことはございませぬ。

数字を五に直すということだけが非常に先行してゐる、私はこういうふうな感じがするわけなんです。だから、もう一度お尋ねをいたしますけれども、なるほど現状のもとにおけるところの罰金のいわゆる納付に至るまでの略式手続、交通裁判のあり方というもののについては、刑罰の感銘力というものを低下させたような経過はあつたかどうか、片一方では反則金制度というふうなものは矛盾しないのだからかというふうな感じがしますが、いかがでしょうか。

調査の集計結果「昭和四十一年四月から十二月分までの最高裁民事局で御作成になりましたものについて私なりに検討させていただいたのですが、どうも時間の関係で詰まらまいまして、詳細に本日お尋ねをすることができませんので、非常に恐縮ですが、一点だけお尋ねをいたしたいと思ひます。と申しますのは、この表の中に訴訟救助の項を特に起こしていただいているわけですから、従来各地方裁判所に取扱いの基準をいたしまして、生活扶助を受けているという証明をつけていっていわゆる訴訟費用の免除の決定を受けるといふふうな例になつていようですけれども、現実の交通事故被害者の場合は、生活扶助を受ける、あるいは受けていないというふうなことで、それを受けていないけれども、ずいぶん金銭的な面で困感している面が多いと思ひますが、この点について、何か特に裁判所のほうで今後前向きな形で訴訟費用の免除等の問題について御配慮いただけるのかどうか、ひとつ本日は非常に恐縮ですが、いかがでございませうか。

制度というものは、結局反則金制度が施行されるに至ったのは、罰金の刑罰的性格というものが、付科手続の機械性やマスプロ性のゆえに著しく希薄なものになってきた、そういうふうな中では、罰金刑に処せられた者の心の中に刑事司法全体に対する不信と軽視の念が生じてくることは否定できないというふうなことで、反則金制度を推進していくという考え方が一応法務省の意見のようになつた。別な角度から申しますと、何かいわれる刑事司法全体に対する不信と軽視というふうな、大上段にかぶった見解を述べておられるのですが、そうすると、業務上過失致死傷が禁錮三年であつたのが、禁錮もしくは懲役五年ということ、上段が、法定刑が上がつてくる。しかし、そのすそ野のほうにおいてはいま、罰金のほうでは上げないといふことは何べんも力説をされる。上げないどころか、反則金制度というもので、金で済むではないかというふうなことが、いわれる。そういう制度を推進される。むしろそういうふうな反則金制度というものが、かえって刑罰の感銘力というものを全体としてなくす作用をするのではないかというふうな感じも私はするわけですが、この手続の問題について、反則金制度については憲法上の若干の問題点もあつたと思ひますが、もし上げればそういう点も含めて、現在禁錮刑を大きく上げようとしている中において、反則金制度というものは刑の威嚇力とか感銘力というものの観点から見ると逆の作用をするのではなからうかというふうな感じもいたしますが、この点について、特に司法全体の問題であらうと思ひますので、最高裁の御見解を承りたいと思ひます。

で、どうしてもある程度画一的な処理にならざるを得ないわけでございます。だからといって、罰金の感銘力がないというように私は私も考へていないわけでございます。今回反則金通告制度が実施されましたあとの問題でございますが、特に私も裁判所といたしまして、交通事故、特に業務上過失致死傷事件のうち相当数が罰金刑でございます。いまして、略式手続で処理されておりますけれども、その点につきましては、反則金からのとやかく言われるほどの影響があるかどうかという点につきましては、実施してみなければわからないことでもございますが、その業務上過失致死傷事件の罰金刑というもののについての裁判のあり方というものにつきましては、疑問を感じておられるというふうなことはございませぬ。

数字を五に直すということだけが非常に先行してゐる、私はこういうふうな感じがするわけなんです。だから、もう一度お尋ねをいたしますけれども、なるほど現状のもとにおけるところの罰金のいわゆる納付に至るまでの略式手続、交通裁判のあり方というもののについては、刑罰の感銘力というものを低下させたような経過はあつたかどうか、片一方では反則金制度というふうなものは矛盾しないのだからかというふうな感じがしますが、いかがでしょうか。

調査の集計結果「昭和四十一年四月から十二月分までの最高裁民事局で御作成になりましたものについて私なりに検討させていただいたのですが、どうも時間の関係で詰まらまいまして、詳細に本日お尋ねをすることができませんので、非常に恐縮ですが、一点だけお尋ねをいたしたいと思ひます。と申しますのは、この表の中に訴訟救助の項を特に起こしていただいているわけですから、従来各地方裁判所に取扱いの基準をいたしまして、生活扶助を受けているという証明をつけていっていわゆる訴訟費用の免除の決定を受けるといふふうな例になつていようですけれども、現実の交通事故被害者の場合は、生活扶助を受ける、あるいは受けていないというふうなことで、それを受けていないけれども、ずいぶん金銭的な面で困感している面が多いと思ひますが、この点について、何か特に裁判所のほうで今後前向きな形で訴訟費用の免除等の問題について御配慮いただけるのかどうか、ひとつ本日は非常に恐縮ですが、いかがでございませうか。

うけれども、むしろ現在救助の申請件数がごく少ないという一つの大きな原因として、救助によって費用の支払いが猶予される訴訟費用の範囲がきわめて限定されるという点で、現実に原告になる人の利益から申しますと、それほどありがたくな

れない状態、六千件以下というふうな件数でございました。それに適した保護処分というものが、現在必ずしも用意されていない。そこで、家庭裁判所におきましては、保護観察の活用につきまして昭和四十年の四月十五日法務省の保護局から道路交通法違反少年に対する保護観察の法律の適用というふうなことで、従来に増して保護観察の活用というのをうたてておられますが、まだ現地の受け入れ態勢その他におきましては、十分でない面がございます。そこで、私もまたいたしましては、先ほど申しましたような各種の教育的、保護的措置を講じておるわけでございます。

○中谷委員 最高裁の家庭局第一課長さんに、次のようなことをお尋ねをしたいと思います。この質問で最高裁関係は全部終わります。要するに、少年の交通事故という問題は、交通事故の激増の中で一つの大きな問題として浮かび上がってきていると思うのですけれども、特に家庭裁判所の仕事、活動を通じて少年の交通事故を防止するため当面特に措置せられねばならないことなどについて、ひとつ概括的にお答えをいただきたいと思っています。

一例を申し上げますと、たとえば法規並びに交通安全教育に関する講習であるとか、家庭裁判所調査官によります試験観察であるとか、また学校との連絡協調によります当該少年の指導であるとか、さらに保護者、雇い主に対する指示であるとか、警告であるとか、また少年に対する厳重なる訓戒あるいは誓約書の聴取、こういうふうなあらゆる保護的な、また教育的な措置をとっておるわけでございます。しかし、私もまたいたしましては、やはりこのような教育的、保護的措置は、本来ならば保護処分として規定せられるべきであるというふうに考えます。たとえば保護処分としたしましては、さきに最高裁判所事務総局が発表しておりました少年法改正に関する意見にも規定されておりますが、受審命令であるとか、交通補導所送致であるとか、交通訓練所送致、あるいは保護者、雇い主に対する指示、こういうふうな交通関係事故に適用した保護処分の新設、こういうふうなことがやはり必要である、こういうふうに考えておるわけでございます。大体以上でございます。

○松井最高裁判所長官代理者 私ども家庭裁判所にとりまして、このような交通事故を犯した少年に対しまして、やはり少年法の基本的な精神、すなわち、少年の健全育成を期し、それに伴いまして環境の調整であるとか性格の矯正であるとか、このような保護的な措置を加えていく、こういう基本的な精神は妥当なところではないかと考えています。そこで、現在私も交通事故を犯した少年を含めまして、交通違反少年に対しまして、受理以降最終の処分までの間におきまして、いろいろな保護的、教育的な処遇を加えておるわけでございます。御承知のように、現在少年法が規定いたしております保護処分といえますものは、少年院送致、保護観察及び教護院、養護施設送致がござ

次、刑事局にお尋ねをいたしたいと思いが、禁錮三年以下というものが、懲役か禁錮か「若クハ」ということに相なるわけでございますね。そういうことだとすると、かりにこの改正案が成立した場合に、求刑基準の中でどのようなものについて懲役刑を求刑し、どのようなものについて禁錮刑を求刑するということになるのか、この点についてひとつお答えいただきたいと思いが、川井政府委員 求刑の話が出てまいりましたので、先ほどお答えした中に私の答弁が正確でないところがございますので、ちょっと補足して御説明をお許しいただきたいと思いが、と申し上げますのは、二年以上というふうなものについては、ほぼ求刑に沿った量刑であると思いが、というふうな申し上げたわけでござい

ます。保護観察及び教護院、養護施設送致がござ

が、禁錮三年以下というものが、懲役か禁錮か「若クハ」ということに相なるわけでござい

のについては懲役刑がしかるべきものだというふうなことは、まだ実はこまかい具体的な点については、でき上がったものとか、あるいは考えは固まっております。ただ、抽象的に申し上げまして、繰り返し申し上げるようでございますけれども、まさに未必の故意と実態において紙一重というふうな事案については、禁錮刑ではなくして、破廉恥罪としての性格を持ったものとしての懲役刑が妥当だということを立法の趣旨として申し上げておきますので、検察官が実際に運営する場合におきましては、懲役刑の求刑をするというふうなものは、まさに未必の故意と紙一重のような実態を持った過失の事故というふうなものについて、その中からさらにまた諸般の情状を考慮して求刑があるものと思いが、

のについては懲役刑がしかるべきものだというふうなことは、まだ実はこまかい具体的な点については、でき上がったものとか、あるいは考えは固まっております。ただ、抽象的に申し上げまして、繰り返し申し上げるようでございますけれども、まさに未必の故意と実態において紙一重というふうな事案については、禁錮刑ではなくして、破廉恥罪としての性格を持ったものとしての懲役刑が妥当だということを立法の趣旨として申し上げておきますので、検察官が実際に運営する場合におきましては、懲役刑の求刑をするというふうなものは、まさに未必の故意と紙一重のような実態を持った過失の事故というふうなものについて、その中からさらにまた諸般の情状を考慮して求刑があるものと思いが、

合に二年半とか二年の判決がある。二年半の求刑をすれば、多少そこに情状が酌量されて二年か一年半の判決があるというところは御案内のとおりでございます。まして、そういう実態になっておりますので、二年以上の重い自由刑がいったものにつきましては、実はおそれる検事の求刑はそれより重い求刑がなされていくのが実情じゃないか。これはあとでお調べしてまた御報告申し上げるということになっておりますが、それが出てからでいいと思いが、私のおそれる検事の求刑はそれより重いと思いが、三年の求刑じゃないかと実は思っているわけでありまして、そういうふうなことも加味しまして、検事は重いほうがいいと思つたらそれに沿ったような重い判決があったというところで、ほぼ求刑に沿つておる、こういうふうな申し上げたわけでござい

のについては懲役刑がしかるべきものだというふうなことは、まだ実はこまかい具体的な点については、でき上がったものとか、あるいは考えは固まっております。ただ、抽象的に申し上げまして、繰り返し申し上げるようでございますけれども、まさに未必の故意と実態において紙一重というふうな事案については、禁錮刑ではなくして、破廉恥罪としての性格を持ったものとしての懲役刑が妥当だということを立法の趣旨として申し上げておきますので、検察官が実際に運営する場合におきましては、懲役刑の求刑をするというふうなものは、まさに未必の故意と紙一重のような実態を持った過失の事故というふうなものについて、その中からさらにまた諸般の情状を考慮して求刑があるものと思いが、

御説明申し上げますが、正確でない点をひとつ修正させていただきます。それから、いまのどういふふうな事案について懲役刑を求刑するかということでございますが、これは本省といたしまして、検察庁のほうへ私どもの希望をいたしまして、こういうふうな

のについては懲役刑がしかるべきものだというふうなことは、まだ実はこまかい具体的な点については、でき上がったものとか、あるいは考えは固まっております。ただ、抽象的に申し上げまして、繰り返し申し上げるようでございますけれども、まさに未必の故意と実態において紙一重というふうな事案については、禁錮刑ではなくして、破廉恥罪としての性格を持ったものとしての懲役刑が妥当だということを立法の趣旨として申し上げておきますので、検察官が実際に運営する場合におきましては、懲役刑の求刑をするというふうなものは、まさに未必の故意と紙一重のような実態を持った過失の事故というふうなものについて、その中からさらにまた諸般の情状を考慮して求刑があるものと思いが、

○中谷委員 いや、理論的にはということではな

のについては懲役刑がしかるべきものだというふうなことは、まだ実はこまかい具体的な点については、でき上がったものとか、あるいは考えは固まっております。ただ、抽象的に申し上げまして、繰り返し申し上げるようでございますけれども、まさに未必の故意と実態において紙一重というふうな事案については、禁錮刑ではなくして、破廉恥罪としての性格を持ったものとしての懲役刑が妥当だということを立法の趣旨として申し上げておきますので、検察官が実際に運営する場合におきましては、懲役刑の求刑をするというふうなものは、まさに未必の故意と紙一重のような実態を持った過失の事故というふうなものについて、その中からさらにまた諸般の情状を考慮して求刑があるものと思いが、

○川井政府委員 理論的にはということではな

のについては懲役刑がしかるべきものだというふうなことは、まだ実はこまかい具体的な点については、でき上がったものとか、あるいは考えは固まっております。ただ、抽象的に申し上げまして、繰り返し申し上げるようでございますけれども、まさに未必の故意と実態において紙一重というふうな事案については、禁錮刑ではなくして、破廉恥罪としての性格を持ったものとしての懲役刑が妥当だということを立法の趣旨として申し上げておきますので、検察官が実際に運営する場合におきましては、懲役刑の求刑をするというふうなものは、まさに未必の故意と紙一重のような実態を持った過失の事故というふうなものについて、その中からさらにまた諸般の情状を考慮して求刑があるものと思いが、

いのです、私がお聞きしているのは。だから、具
体的事例を引いたわけなんです。要するに、傷害
として、未必の故意として認定されたものにつ
いては、ほとんどが懲役六月とか、懲役八月とか、
懲役十月というような事案がずっと並んでいるわ
けですね。そうすると、先ほどから局長さんが何
べんも御答弁になっておるように、悪質だとか重
大だとかいうようなことは、非常に主観的なもの
が入る、そういうような評価だと思ふのですけれ
ども、そうすると、結局、未必の故意に近いん
だというふうな感じを持つとすれば、懲役六カ月と
いうような求刑がほとんど出てくる。要するに、
業務上過失について懲役刑を入れたことにつ
いては問題があると思ふのですけれども、そうす
ると、いわゆる悪質で——一年以上の実刑を受
けたものが悪質だと理解しておりますけれども、
そうでなくて、一年以下の場合だつて、懲役刑
が、理論的には、業務の面であらわれてくる
ということになるのでしょうか。

もございまして、それぞれ具体的なケースにつ
きましてこの運用がなされていくのではないかと
思うように思っています。

いいます。先ほど引用いたしましたレポートの中に
「故意犯」の適用」という項がありますけれども、
も、その中には学者の「現実には、証拠上の難点
から、相当多くの暴行の未必の故意を含む事例が、
業務上過失致死傷罪として処理されているのでは
ないかと想像されるのである。」ということであ
る。業務上過失致死傷罪として処理されているの
は、向を認めておられると思われるようなレポ
ートに記載があります。そういうふうなことで、
私がお聞きしているのは、刑を上げようとして
罰されるべきものは、厳正に処罰されるべきだ
と私は思ふのです。それが安易に業務上過失致死
傷というふうなことで起訴されるということ
は、国民の正義感が納得しないだろうと思ふの
です。特に未必の故意と紙一重だということによ
つて刑を引き上げることが、一面では、未必の故
意で処罰されるべきものを未必の故意として起訴
するという努力を檢察官が怠る可能性があると思
う。

とあります。恐縮でございますが、刑の長期を上
げるといふことは国民生活にとりましてきわめて
重要な問題でございますので、重複するところを
覚悟の上で御質問いたしたいと思ふので、ど
うぞよろしく御願いたします。

確かに交通事故は激増いたしております。昭和
四十二年の資料等を見ても、死者が一万三
千余人、負傷者六十四万人、あるいは発生件数も
五十一万というふうなまことに憂慮すべき状態に
なっております。これは、私どももよく承知してお
ることでございます。これらの交通事故による犯罪
が犯罪総数に占める割合は、どういふふうにな
つておりましたか。お聞かせ願いたいと思ひ
ます。

○川井政府委員 法定刑の中に禁錮刑のほかに懲
役刑が加えられましたので、刑法の解釈の問題と
しては、軽い体刑でありまして懲役刑が量刑さ
れるということ、これはあり得ることだと考
えます。ただ、実際の問題といたしまして考
えてみると、この禁錮と懲役刑の区別というものは、
一応刑法の解釈として、御承知のように画
然たる一つの区別が存するわけですし、それ
から実務の実際におきましてどういふ場合に懲役刑
を量刑するかというものは、この種の事案につ
きましては、やはり何と申しましても過失の内容が、
本質がどういふふうな内容のものであるかとい
うことが重大な基準の一つにならうかと思ひ
ますし、それからまた、その結果によって引き起
こされた結果というふうなもの、この種の事件につ
いて無視することができないと思ひますし、それ
から特に、いままで禁錮刑だけで済んでいたもの
が懲役刑が新たに加えられるという趣旨は、特に
悪質、重大なものについて、それを考へての一つ
の方策としてこれが設けられたというふうな趣旨

○中谷委員 懲役刑というものが新しく加えられた
ことに関連をして、矯正局長さんにお尋ねをした
いのですけれども、前回から同僚委員が、習志野
支所における禁錮受刑者に対する処遇の問題につ
いて、特に自動車運転等についての配慮を示して
おられる点について何回か質問があったのですけ
れども、かりに懲役刑の判決を受けたいわゆる業
務上過失致死傷の受刑者、これらの者についても
現在の制度は適用されるのでしょうか。監獄法の
立場から見ると、そういうことは何ら疑義がないの
ではないかと。

いま一つは、いわゆる結果の責任の重大だとい
う観点に立つて、本来過失として処罰されるべき
もの、それが未必の故意的なものとしての実質を
持つておるんだというふうな感じから、今度は必
要以上に重く処罰される傾向も、私はいふまでも
なく、そういう点で、ひとつ次回からあらため
て、本日質問をいたしました未必の故意の問
題、あるいは資料の提出をお願いいたしました求
刑と科刑との関係、これらの問題についてお尋ね
をいたしたいと思ひます。

○山本(弥)委員 参考のために、刑事局長さんの
従来の委員会における答弁等は、外国の例を引
きになつておるようでありまして、外国では、犯
罪総件数と二百一十一条違反との比率は、どうい
ふふうになつておりましたか。

○川井政府委員 御承知のとおり、この種の統計
というものは、非常にやかましく、また一番発達し
ておりますのが、私、外国を数回回つてまいりま
したが、日本であらうと思ひます。よその先進国
といわれるところに参りまして、なかなか数字
がつかめません。この改正案を国会にお願いしま

してから、私どものほうの方面でも、外国に駐在している者がありますので、それらを奮勵して調べておりますが、法律の条文が、日本のように一括されて二百一十一条というだけではございせん、あちらこちらに飛んでいるものもたくさんございまして、いろいろ調べておりますが、いま私が申し上げましたように、刑法犯何件のうち何件が交通事故だというのが、実はまだつかめていないような状況でございます。

○山本(弥)委員 ただいま御答弁をいただきましたように、今日国民生活に大きいのしかかっておるといいますか、国民を不安にしておるといふ問題は、何といひましても、交通事故の問題であり、公害の問題であり、また、生活に直接関係があります、ここ数年相当高い上昇率を持続いたしております物価の問題である、こういうふうな考へておるわけでありまして、ことに、大都市では住宅難があり、私どもの地方、農村地帯におきましては、夫婦が別居しなければならぬ、子弟の教育も十分めんどうを見ることができないというふうな、出かせぎにどう対応するかという問題があるろうかと思つております。いわば、いろいろな災害と同時に、生活の不安といふことが常に都市、農村を問わずつきまとつておるやうな感じが、私どもはいたしております。新聞で御承知だと思ひますが、私、たまたま朝日新聞の三月十九日付の「カギ」という欄を見たのであります。これは総理府から発表された四十二年の家計調査であります、全俸給生活者が、平均税込みの収入が昨年から一〇・三%の増加をしておる。オリンピック景気の三十九年に次ぐ伸び率で非常に明るいといふ発表をしておるが、この収入を五つのグループに分けて見た場合に、最も収入の多いグループが一〇・六%で、平均の一〇・三%を越えているのは最も収入の高い階層である。五階層に分けておられますが、他の四階層は一〇%以下である。現実の生活は相当きびしいものである。いわば統計というものは、こういうふうな数字を示しておるといふやうな、総理府の発表いたしました

家計調査の寸評をいたしております。私どもの生活といひますか、収入が上昇しているといひましても、実際あらわれた数字に比較いたしまして、最も収入の高い階層を除きましては、国民全体としてはその日その日の生活に追われるきわめて苦しい生活をしていて、こういうふうな実態を端的に示しておる。このことが、いろいろな職域におきましてストレスを示している。いわば私どもの注意力の限度といふものが非常に圧迫を受けておるといふことを示しているものだ。これらの社会現象、あるいは私どもの国民生活の現実を考へながら刑政をお考へになる必要があるのではないかと、かように私は考へるのであります。

そこでお尋ねしたいのは、物価問題といひますか、あるいは生活状態といふことについては、あまり関係がないので御質問をしないつもりでございしますが、今日公害といわれておる中には、これまた労働者の統計等も、工場内の災害等におきましても、六十八万人という死傷者が出ています。この中には交通事故も含まれておるのだからと思ひますけれども、やはり交通事故に劣らないやうな現在の産業内における災害が起つておる。いま、これらにはいろいろな事例もあらうかと思ひますが、私どもは、そういう工場内の災害、このほかに、いわゆる公害といわれるものは、工場から出る騒音とか、あるいは亜硫酸ガス等の、地域住民の健康をそこねるやうな公害等も相当で、無視できないわけでありまして、こういう工場内における災害に対する勉強を私いたしておりますが、この刑法二百一十一条の関係といひますか、これらはどうなつておるのか、お聞かせ願ひたい。

○川井政府委員 刑法二百一十一条は、人の生命に危険を及ぼすやうな業務に従事する人は、通常の人よりは特別高い注意義務を持ってもらわなければいけないのだといふことを明らかにいたしました。その注意義務にそむいて人命あるいは人体に損傷を与えたといふやうな場合には、二百一十一条の違反になるのだ、こういうふうな規定がなされておりました、明治四十年に制定されましたから

今日まで、そういうたてまえで運用がなされておる。したがって、一番多い事故は、過去の統計によりまして、自動車とか、汽車とか、あるいは船舶、飛行機といふやうな交通機関によるものでございまして、そのほかにも、たとえば、いま御指摘になりましたやうな工場における爆発事故とか、あるいはこの間ございましたやうに、船の中でメチルアルコールですか、エチルアルコールですか、積んでおいた危険な薬品が流れたために船員の方々が大きい窒息されてなくなつたといふ事故がございましたが、これはあくまで刑事法的な面では二百一十一条違反として目下捜査中でございます。それから炭鉱で保安設備が十分でないために事故が起きて何十人という方がなくなつたといふやうな事故も、刑事事件といひましては、鉱山保安法違反と二百一十一条違反でございます。その他土木工事で宅地の造成が行なわれておられますが、不十分のためにそれがくずれ人が死んだといふやうな事故がございまして、最近神戸でこういう事件を起訴いたしておりますが、これも二百一十一条でございます。

○山本(弥)委員 そういつた事案について起訴せられました場合の現実に判決を得たという関係と、この比率は、どういふふうになつておりましたか。

○川井政府委員 先般この委員会で、自動車以外の人災事故の事例とそれについての二百一十一条適用の事例を取り急ぎ資料にいたしましたお手元に配付を申し上げておるわけでございますが、この資料をごらんいただきましたけれども、かなりの例が載つております。自動車の交通事故は数多くございまして、かなりな数字を示しております。

○山本(弥)委員 公害につきましても、事案が起りますと、業務上の注意義務を怠つたことについての処刑といひますか、致死傷の関係もございまして、それらに比べて非常に慎重な取り扱ひがなされておるといふやうな感じがいたしておるのではありませんか、これはいかがでありますか。

○川井政府委員 確かに、いい意味では慎重な取り扱ひだと思ひますけれども、たとえば自動車なんかですと、御説明申し上げるまでもないことではございますが、比較的機械的な構造が簡単でございまして、實際問題といたしまして、過失のあるなしといふことがわりあい早期に判定が可能でございます。ところが、汽車とか電車とかあるいは飛行機とかといふやうな大きなものになりますと、科学的な構造が非常に複雑でございまして、いろいろな観点から考へまして、過失の有無の認定は非常に困難でございます。たとえば、カナダ航空でしたか、一昨年の三月四日に事故を起しました、本年の三月四日に第一次の科学的な捜査の結果が出たわけでございます。私どもこういう事件をやるにつれて、特に複雑なものにつきましては、一々専門家の鑑定を待つた上で、その鑑定を根拠といたしまして法律的に過失を認定できるかどうかといふことを思案するのが捜査の大体の筋道でございますけれども、科学の進歩とともに発生してきた最近のこの種の複雑な新しい事故に対しましては、何と申しましても、今日科学的にそれを明らかにするには早く二年、大きな炭鉱の事故なんかになりますと、いままでの事例によりましては、検事の手元に鑑定書が出てまいりますのはどういふふうなことにせかしても二年半くらいかかるというのが実情になつております。そういうふうなものをとくにいたしまして、それについて法律上の過失の有無を判定するといふことで、どうしても日時が長引いてくるといふことは、ある意味でやむを得ない点ではなからうかと思つてございまして、この種の事件についてことさらにこの法律上の適用を遠慮しているとか、決つておるといふわけではございませ

ん。最近の公害対策につきましても、その一環として、二百一十一条の適用については検察庁あげまして細心の注意と努力を払うやうに、本省としましては指示しているところでございまして、○山本(弥)委員 今日工場、鉱山における災害が

依然として発生いたしておるわけですが、私も工場、鉱山における災害の発生が業務上の過失がかりにあるといたしても、それを刑法というか、刑政上そういう災害発生を防止することは非常に至難であるという事は、法務省のほうも当然お考えになっておられると思うのでありますが、いざいざこういふ公害に対する基本的な行政措置がなされなければ、工場、鉱山における災害防止といふことの所期の目的というものは達成できない。そこに従事しておる多くの労働者が、経営者の保安施設に対する怠慢、あるいは直接関係責任者の不注意がありまして、これらを十分究明するにも時間がかかる。究明しても、これに二百十一条を適用するというようなことではなく、行政措置によりましてこれらの災害の絶滅をはかるということではなかなかならぬ、かように考えるわけでありまして、現実には公害に対する基本法ができて、各省それぞれの見解の相違によりまして、国民あるいは一般労働者の期待するような措置がなされていないというように私は考えまして、これらを行政上の問題として促進しなければならぬ、かように考えておるわけでありまして、これらの公害と同じように、交通災害につきましても、先ほどのお話を承りますと、犯罪件数の半数を占めるということは重要な問題であるわけでありまして、今日国民生活における最も重大な施策は、交通政策をどうするかという問題で、いわば政治に課せられた、早急に、しかも重点的に措置しなければならぬという施策ではなかなかならぬ、かように私も考えるのでありますが、現実には道路整備五カ年計画等、何回かにわたって整備はいたしておられます。しかし、議員立法によりまして、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法をつくりまして、早急に当面交通安全施策を整備するといふような計画を樹立しておりますが、これらも不十分であることは刑事局長も十分おわかりだと思つております。国会におきまして、交通安全対策特別委員会ということに総合的な施策を考えているが、私も、行政

措置によりましてこれらの施策を推進しなければならぬという責任を感じておるわけでありまして。そうしますと、先ほどの公害とはだいぶ趣を異にいたしますが、交通事故の減少なりということについて、刑事政策が先行いたしまして罰則の長期を引き上げるといふようなことで、こういう重大な国をあげての交通対策を先行して解決をするといふことは、政府全体の施策からいいますと、きわめて不適切な措置ではないかというふうに考えるわけでございます。法務省としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○川井政府委員 御趣旨のところは、私も全く同感でございます。私も担当いたしております刑事政策的な方針なり政策なりだけすべて社会の悪が一掃されるというふうには考えておりません。私も、もともと考え方として、行政のあとからくっついていく、消極的に、出たものを始末していくというのが私どものあり方だというふうな考えでおるのでございまして、いままでもそういうふうな考え方、法務、検察を運営してきた、こういうふうな信じておるものでございまして。

そこで、本件のような交通事故に対処する方策につきましても、私も御指摘のように、万般の施策が先行いたしまして、そうしてその施策が整つてなおかつ悪質な事故が減らないというふうなときに、初めてこの刑罰の働く分野が出てくるのではないかと、こういうふうな考えでおります。そこで、あるいは御説明するまでもないことかも知れませんが、五月、四十一年の十一月、昨年もございまして、この交通安全国民会議を主体といたしまして、また総理府の中にもそれだけを扱う特別な調査を設けるといふようなことで、ほんとうに政府をあげての、一体となつての施策が相当強硬に推進されております。ただ、その施策は相当な予算を要するといふことと、それからまた実施に移す場合におきましても、かなりの準備と日時を要するといふようなことで、今日それが一〇〇%完全に成就されているというふうには私は見ておりま

せんけれども、少なくとも前を向いた姿勢でもつて着々と整備がなされておるといふことは、私これを認めていいんじゃないか、こう思うわけでございます。

〔委員長退席、田中（伊）委員長代理着席〕

そこで問題は、それじゃ今日これだけ悪質な事故がどんどん出で多数の人命が損傷されているけれども、これに対処して刑罰の面においては何もいふまでもないのかどうかという問題が残るかと思つております。そこで、その交通安全国民会議にも法務大臣がメンバーとして出ておられて、幹事として私も名前を連ねておるわけでございます。けれども、私も、私どもの所管の面におきましても、なかなか道路整備一つにしてもかなり時間がかかることと、ございまして、それが完全に整備するまで手をつかねて拱手傍観しているというのはいささか不適当でない。それは国家の財政なりあるいは国民生活の実態なりというふうなことも両方考え合はせまして、最小限度に刑罰の面におきましても何らかの手直しをしていくというのが、むしろある意味では、今日の交通戦争に対処しまして、私どもの義務ではなかなかならぬ、こういうふうな考え方から、四十一年の四十八国会からこの改正案をお願いしておるといふたてまえに相なつておるわけでございます。そこで、もう少し説明させていただきますと、今度の改正は、そういうふうな観点と非常に謙虚な立場に立つておられますので、何でもかんでも一斉に刑を上げて、そうして事故を減らすために大いに役立てるんだというふうな、ある意味では大それた考え方にとつておるわけではございませんで、酒を飲んで自動車運転して人をひき殺すとか、あるいは無免許でもつていたずらにトラックを運転して人をひき殺すとかいふふうな、道路を幾ら直しても、いかに電灯を明るくついても、どんなに高性能の車をつくりまして、避けることができないような、ほんとうにだれが見てもひどいじゃないかというふうな事故だけにこの刑罰をもつて覚せいを促し、そうして幾らかでもその減少を求めようというふうな

たてまえから、この三年というところを五年というところへ引き上げました。一番下は罰金になっておりますが、罰金で済むような軽微なものはいままでどりの罰金でいきましようということと、それは引き上げをしないということとです。私もお願いいたしておりますのは、たいへんくだいようでございますが、そういうふうなほかの万般の施策によつてまかなえないような悪質な、目に余るものが非常にたくさん出てきておる、こういうふうなものはどうしたらいいだろうかと、いふふうなところから、それは刑を上げただけで減ると思いませんけれども、少なくとも刑を上げることによつて覚せいを促す一助になるのじゃないかならぬかというふうな立場に立つておるわけでございます。二、三日前に、あるテレビで、横浜の駅の前における飲み屋にドライバーが娯樂しまして酒を飲んでおるところへ放送記者が入りまして、なぜ酒を飲んであんなに車を運転するんだというふうなことをいろいろ質問しておるのがある、それを見ても、この前事故を起こしたら罰金五千円で済んだ、たいしたことはないんだというふうなことで大言壮語して、酒を飲んでまた車を運転していくというふうなのを見たわけでございますけれども、私はあれを見て、ほんとうに背筋が寒くなるような気がいたしました。一般の施策ももとより必要でございます。それについて私もいささかも異論はございません。しかしながら、一般の施策によりまして、なおかつまかなえないような非常にひどい事故が、今日厳然として毎日毎日起きています。これに対してどういふうな方法でいったらいいだろうか。それは刑法の刑罰を少し上げていただくということが、私はかなりな効果があると信じて疑わぬものでござい

○山本（弥）委員 交通に関する会議の一環としてお進めになったが、その他の行政施策がなかなか容易でなくて進まない、そのために悪質事犯に対して刑法の改正を先行せしむべきであるという御意見でございます。基本的に私は考えを異にする

わけでございますが、確かに基本的な行政施策が進まないという事は、全く遺憾なことでございます。そういう交通安全対策等が設けられましても、ほんとうに国民のための施策が進まない。いわば取り締まり法規、道交法の改正によりまして反則金制度が創設せられ、今回——まあ四十年からでございますけれども、刑法の改正、いわゆる威嚇的に刑を高めることによって交通犯罪を避けようという考え方、これは私、最も悪質な犯罪に対しては、刑を上げるということによってはおそらく所期の目的は達成できない、やはり基本的な本筋の行政措置が進まなければならぬ、そういう悪質な犯罪は道路の整備というところがあつても起り得るであろうという考え方に立つてはなくて、いわゆる総合的な他の施策があるべきではなからうかというふうに考えるのでありますけれども、その点はその程度にいたしまして、刑事局長さんの従来の委員会における答弁におきまして、国民的感情というふうなことも加味したんだという御答弁がなされておりますが、これのほんとうの考え方というのはどういうのでございましょうか、お尋ねをいたします。

○川井政府委員 どんな法律を立案するにあたりまして、あるいは改正するにあたりまして、それにはそれなりの動機と契機があるのは申し上げるまでもないことでございますが、本件の刑法の改正におきましては、一番直接的な動機になりましたのは、いま禁錮三年が最大限の刑でございまして、どんなに悪質な業務上の過失で何百人が死にましても、最高は三年どまりということに相なっております。そこで、ここ数年間における裁判の実情というのを見ておきますと、頭打ちの三年という刑がほぼつ出てきています。それから三年の中で二年以上というものは、はなはだ悪質だと思ひますけれども、その二年以上——二年ないし二年半という判決を受けた者が、これはまたかなり出てきています。私ども日常裁判にタッチしている者としての観測をいたしまして、この刑法の法定刑の中で、ほかの罰則と違ひまして刑法でございまして、より慎重な運用がなされていくわけでございますが、その刑法の罰則の中で最高限が具体的な事件でもって言い渡されたというものが、自由刑の場合におきましては非常に珍しい、希有なことになっていくわけでございます。たとえば傷害は十年以下の懲役というところに相なっておりますけれども、普通の傷害で相手が死ななかつたという場合には、懲役十年の実刑がいつたというような例は、私三十年ころいう仕事をしておりますけれども、ほとんど記憶がないのでございまして、せいぜい懲役六月から一年半ぐらいが大体一番重いというところで、まだ傷害で十年いくというような悪質犯としてはこれ以上悪質なものはないと例はほとんどなかったというところかと思ひます。ところが、最近の交通事故の実態からいまして、裁判の実情をいたしましては、禁錮三年ではとうていまかなえないこの惨状、またこの被害感情というふうなものを目の前にして、これで禁錮三年でいだらうかという事は、まず実務の間で非常に問題になってまいりました。たくさん出てあります判決の資料としてお手元に配付してあるわけでございますが、これらいたしまして、この判決の中にも、もう三年しかないからやむを得ないのだというふうな趣旨のことを判決の中に書かれて三年を言い渡されておるといふような判決が、判決の中に出てきていくわけでございます。それから検察官が求刑をいたしますけれども、その際にも、とも三年という求刑ではまかなえない事件が起きます。検事が大きな事件で現場に飛んでまいりましても、いたいた幼稚園児の中にトラックが飛び込んでいて十何人も死んだり、あるいは十数人を死傷させたというふうな悲惨な事故がありますけれども、それを見て、この被害者たる父母の姿というふうなものを検察官あるいは警察官は現場で見て、まず目をもって、あるいは皮膚をもつてその感情を知るわけでございます。

あるいは法廷におきましても、被害者が出てまいりまして、そして死刑にしてくれというふうなことを法廷の傍聴席で裁判長に訴えるというふうな事例も、一、二ならず報告を受けているところでございまして、そういうふうな何といひますか、事件一つ一つの安易な感情におおはれては私どもいけませんと思ひますけれども、そういうふうな日常の庶民の感情というものをやはり裁判の面に徐々に反映させていくということも、私、生きた裁判というものを運営していく上について最も大切なことじやなからうか、こう思うわけでありまして、裁判の実務に従事する者の中からも、これではまかなえないというふうな事例がたくさん出てきています。実際に懲役三年あるいは二年半といったような事例が非常にたくさん最近出てきていくというふうな実態、それから私の手元に、都道府県の各議會でいろいろ決議などされまして、付近の実態からいって道路整備が着々進行しているけれども、これが全体整備されるという事はいろいろな予算その他の面でまだかなりな時間がかかる、しかし酒を飲んであぶない運転をしている者をほつておいてもらつては困る、どうかひとつなるべくもつと重い刑罰に処してもらえないかという事で、熱心な方は私に面会を求めて、二十人、三十人というふうな議員の方がそういうものを持つてきて、そうして自分の管内でこういう事故があつた、それについてこの程度のあれしかいってない、どういふふうにしたらいんだというふうなことを訴えてまいられた方もあるわけでございます。そこで、あるいは御質問の御趣旨に沿わないお答えになったかもしれませぬけれども、そういうふうないろいろなものも勘案いたしまして、国民的感情というふうなことで表現さしていただいたわけでありましても、少なくとも今日の交通戦争という実態について、今日の昭和四十年にできた刑法の禁錮三年という刑は、もう実態をまかなうことができないような限度にきているのではなからうかというふうな立場から、国民的感情というふうな表現を使わして

だいたわけでございます。

○山本(弥)委員 その長期の頭打ちになつておる件数は、年間どのくらいでございましょうか。

○川井政府委員 これも先般お手元に厚い資料で御配付申し上げておりますが、この八一ページに、昭和三十年に禁錮三年をいつた者が三件、それから二年以上いつた者が三件、合計六件でございまして、それから五年飛びまして三十五年になりまして、禁錮三年が八件、二年以上が十件にふえてまいりまして、それからその翌年の三十六年には三年が八件、二年以上が十五件でございまして、それから三十七年には三年が十八件、二年以上が二十七件になつております。それから三十八年には三年が二十件、二年以上が二十九件になつております。それから三十九年には三年が同様二十件、二年以上が三十五件になつております。四十年には三年が少し減りまして六件、二年以上が六十五件というふうなふえております。これは司法統計という最高裁判所のつくつておる統計から引用したものでございまして、四十一年、四十二年はまだ統計ができておりませんので……。

○山本(弥)委員 被害者の被害を受けた瞬間における感情というものは、私は確かにたたいまお話しになりましたように想像に余る悲嘆の状況であることは、これはよく推定ができるわけでありまして、しかし、冷静にこれらの交通事故案に対処いたしました際に考えられますことは、今日いわゆる加害者がどういふ刑に処せられるかということも確かに大きな関心事でありましようけれども、これを当面どう救済していくか、いわゆる自賠法に適用の問題、あるいは損害賠償請求の民事裁判が適切に迅速に行なわれるというこの配慮が、将来の被害者の救済という意味におきましても、あるいはまた加害者というしましても、自動車事故が将来の生活を破壊するような責任を民事の上にも負わなければならぬのであるということ、が、このことの方が国民感情的にいひますと、むしろ私はこういう事故を減少させる大きな要因になるのではないか、かように考えるのであります。

すが、お考えはいかがでございましょうか。

○川井政府委員 確かに仰せのとおりでございまして、刑事的な処置もさることながら、事故が起きた後における民事的な被害者の救済、またそれが反射的效果として加害者のほうに与える影響というふうなものもかなり大きなものがあることは、これは申すまでもないことだと思ひます。そこで、法務省としてのその面についての手当てでございまして、人権擁護局の中に法律扶助制度を設けまして、本年度四十三年度で六千五百万、四十二年度で六千万の予算を取りまして、これを交通事故以外にも運用されますけれども、昨年の実績を調べてみますと、六割近いものがこの法律扶助制度の適用を見ておりますので、弁護士に払う費用がないために裁判を起せないというような者につきましては、全国にある九千の人権擁護委員が窓口になりましてその相談を受けまして、そして法律扶助制度があるというところを紹介し、その運用によってかなりの事件が推進されております。これは一見額が少くないようでもございまして、実は訴訟に勝訴しますというところ、その賠償が得られますので、その賠償の中からかかった法律扶助制度のほうはまた償還をしていくという制度でございまして、回転をしておりますので、今日のところこの制度でかなりのものをまかなっております。

それから御指摘の民事裁判でございまして、これは実は、最近交通関係の賠償事件の民事の訴訟が非常に早くなっております、私も最高裁を通じて調べたところでは、長引いておりますところもありまして、一審の判決が大体六カ月ぐらいで出ておられるのが非常に多いようであります。民事の訴訟は、御案内のとおり何年かかかる、何十年もかかるというのが常識でございまして、けれども、交通事故のあれにつきましては、裁判官の特別な時代についての感覚といえますか、そういうものを反映し、また訴訟関係者の特別な配慮というところもあるかと思ひますが、かなり促進しておると思う。それからまた、御承知のとおり、賠償

の額も相当な額が判決で認定されておるといふようなことに相なっております。

それから自賠法の関係も御指摘にございましたけれども、この自賠法の関係につきましても、今日その運用はまさに軌道に乗ってきたというふうな感があるわけでありまして、まだ不十分かもしれないけれども、民事の場合におきましても、かなりな対策が強力に推進されておるといふことは、認めていいことかと思ひます。

○山本(弥)委員 すでに質問がなされておりましたので、この機会に、交通事故といふか、二百十一条に関連する諸外国の立法例につきまして、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○石原説明員 実はこの点も資料をいたしまして御配付申し上げたところでございまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、諸外国の例でございまして、日本と同じような業務上過失致死傷罪というのを設けておるところもございまして、そうでなくて、英米法のように、いわば日本ではいふまでもなく傷害致死と同じような形式で処罰の体系を定めておるところもございまして、ドイツ刑法その他におきましては、大體業務上過失致死傷と同じようなものを持っております。ドイツでは、概して申し上げますと、今回私どもが提案いたしましたと同じように、懲役五年という刑が大体平均でございまして、なお、東欧諸国にいきますと非常に刑が重いのでございまして、たとえばソ連邦の共和国を形成いたしておりますロシア共和国等に参りますと、自動車であるとか電車の従業員、いわば輸送機関に従事している者によります過失事故、特に死傷事故につきましては相当重く、日本流に申し上げますと十年間の懲役というところもあるわけでございます。なお、英米法におきましては、はっきりした過失致死傷罪を持っていないところもございまして、大體のところはいわばマン・スローター、傷害致死等で処罰しているのでもございまして、たとえばイリノイ等におきましては、一年以上十年以下

下というような刑が定まっております。

○山本(弥)委員 それら諸外国における交通事故の実態といふか、わが国との関係においては、どういふ差異を示しておるわけにございまいしょうか。

○石原説明員 この点、先ほど刑事局長から答弁がございましたように、全体の数字と、それからいふ業務上過失致死傷罪に匹敵するもの、あるいはそれ以外の交通事故による検察庁あるいは裁判所で処理した人員、これはわからないのでございまして、死者については総理府のほうでまとめられました統計がございまして、その統計の分け方は、人口十万人のうちで自動車事故等によってどれほどの死者が生じたかという点でございまして、人口十万人当たり自動車による死者の数でございまして、日本は、一番新しい統計で昭和三十八年でございまして、一五・七人でございまして、それに対して、一番多いのがドイツ連邦でございまして二四・八人、オーストラリアが二四・五人、カナダが二三・五人、フランスが二二・四人、オランダが一六・七人、イギリスが二三・五人、申しおくれましたがアメリカ合衆国が二三・一人というふうな状況でございまして、人口十万人当たりいきますと、日本は必ずしも高くございまして、ところが、自動車千台当たりで死者がどのくらいあるかという点を見てまいりますと、日本は、三十八年度の統計によりますと、三・三人でございまして、フランスがちょうど一人、ドイツ連邦が一・七人、オランダが一・九人、イギリスが〇・七人、カナダも同様〇・七人、アメリカ合衆国は〇・五人、オーストラリアが〇・八人、かような数字になっております。

○山本(弥)委員 その事故の状態はどうでございまいしょうか。私、わが国では歩行者に対する交通事故が圧倒的な数を占めていると思うのでありますが、外国の例はその辺のことはいかがでございまいしょう。

○石原説明員 仰せのとおり、歩行者との関係でまいりますと、日本は一番率が高い。歩行者との衝突事故が多いわけにございまして、日本でその次に高いのは、自動車と自転車、これは普通の自転車、二輪車も入っているようでございまして、それから、自動車相互の事故といふのも相当高いようでございまして、ところが、アメリカを例にいたしますと、一番事故の多いのは自動車と自動車との衝突でございまして、歩行者との衝突は、順位で申し上げますと三番目でございます。日本は一番高いわけにございまして、アメリカ合衆国は三番目になっております。なお、イギリスは、やはり歩行者との衝突といふのが一番多いようでございまして、その次が他の自動車との衝突といふぐあいになっております。

衝突事故が多いわけにございまして、日本でその次に高いのは、自動車と自転車、これは普通の自転車、二輪車も入っているようでございまして、それから、自動車相互の事故といふのも相当高いようでございまして、ところが、アメリカを例にいたしますと、一番事故の多いのは自動車と自動車との衝突でございまして、歩行者との衝突は、順位で申し上げますと三番目でございます。日本は一番高いわけにございまして、アメリカ合衆国は三番目になっております。なお、イギリスは、やはり歩行者との衝突といふのが一番多いようでございまして、その次が他の自動車との衝突といふぐあいになっております。

○山本(弥)委員 アメリカ等と比較して歩行者、自転車の事故の多いというところは、私、道路の整備状況が非常におくれておるといふことを明らかに、端的に示しておると思ひます。いわば人・車道の分離だとか、あるいは自転車の遊歩道まで設けているというふうな地帯におきましては、明らかにこの交通事故といふのは重大な過失である。また、ある意味においては、自動車相互の事故といふものは、単に事故を起こしたということが交通それ自体の阻害になるという実態で、わが国においては、極端な表現で申し上げますと、自動車運転者が道交法を厳守してまいりますと、逆に交通を阻害するといふふうな実態にあるわけでありまして、いかに法規を順守することが交通の阻害になり、交通の波をうまくやろうと思えば当然事故が随件をするといふような態勢にある。そういうところの刑罰、刑政というものは、これは相当考慮していかなければならぬじやないか。やはり金ばかりですけれども、威嚇による刑の引き上げということよりも、どうしても交通施設の整備を高めていく。それから国民的感情からいいますと、先ほど申し上げましたように、むしろ事後の措置についての自賠法の国の配慮、あるいは御努力を願つておりますような損害賠償請求等につきましても、裁判を容易にすることができ、泣き寝入りをしなくて済むんだという態勢を

むしろ法務省としては積極的にやりになることこそ、交通対策の総合的な当面先行させなければならぬ使命ではなからうか。ただ刑罰によって交通事故を絶滅するんだ、三年が五年になった場合には容易に交通事故も起さないとんだというところではなくて、将来の体制が非常な打撃を受けるというような問題——わが国におきまして、御承知のとおり加害者の自殺という現象も出てくるわけでございまして。これらは刑罰をおそれるということよりも、むしろ一家の将来の生活上の重大な問題という責任を感じるあまり自殺をしてやる。そのことは、あわせて人間としての刑法が要求しております要請に対する責任を負うんだというところだと思ふのであります。ただ単に刑を上げることによって事故が減少するんだという考え方をとる限りにおきましては、私は交通対策の総合施策は推進しないというふうに考えます。したがって、何としても法務省としては、先ほど中合委員の質問もございましたが、禁錮刑に交通事犯によりまして収容せられたものを、さらに社会復帰で正常な社会人として送り返すんだというふうな矯正の措置といひましようか、それらやるべき措置が、法務省に課せられた仕事が多々あるのではないかと。安易な、当分の施策は進まないんだから、刑罰を高めることによつて交通事故を減少せしめようという考え方、これは私は避けなければならぬというふうな考えでおられるわけでありまして。しかも今日、運転者に課せられた注意義務というものが、いわば自動車運転しておるというだけで二百一十一条の適用を受けるわけでありまして、まあ悪質な者もございまいしうけれども、今日、都市といわず、農村といわず、いわば正常な状態でも——先ほど申し上げましたような生活上の問題もありましようし、雇用主のノルマの強要というふうな問題もございまいしうし、いろいろいわゆる精神的に圧力が加かつておると思うのですが、そういうた圧力、重圧を受けておる運転手は、まあ非常に悪質な者は別であります、運転手のいわば明瞭に、

直ちに反応するような状況で運転できる状況にあるのかどうか。その辺の検討を加えられたことがございまいしうか。

○川井政府委員 私、御指摘の御趣旨と全く同感でございまして、ただ私の考え方と違つてゐる点は、実際の把握のしかた、認識において相違があるというところだと思ひます。ただ刑罰を引き上げることだけを以て満足し、そののみを以て事態がまかなえるというふうな立場でないことは、るるお答え申し上げたとおりでございまして、ほかの民事、刑事はもとよりのこと、一般行政施策ないしは、酒を飲んで運転するということなどは、もう今日の時代の社会感覚としても、情理としても道義としても許せないことなんだというふうな国民的な認識と申しますか、意識と申しますか、そういうふうなことが漸次高まつてくるといふようなことも、悪質な事故をなくすきわめて有力な一つの原因になつてゐるというふうな思ふわけでございまして、そういうふうな、社会教育をも含めた趣旨での万般の施策が総合的に開発されてくるということが、事故絶滅のために必要であるということとは全く同感でございまして。

〔田中(伊)委員長代理退席、大竹委員長代理着席〕

ただ私は、政府としましては刑法の一部改正以外に何もしていないわけではございませんで、先般の国会でも各省出てきてまして、それぞれ数字をもつて御説明申し上げたところでございまして、これにつきましても、ほんとうに前向きな姿勢でもつて取り組んで、道路の整備の率から申しまして、かなりのものが着々と整備されつつあるといふふうな状況に相なつておりますので、かような施策と相まって、刑法の一部改正も必ずやその一端として効果を持つものだということを申し上げておるわけでございまして。

もう一つ、ほかのほうも十分いつてゐるならば刑法というふうなものではなくていいじゃないかというふうなものも説であるとするならば、その御主張に対しては、私にわかに賛成しがたいので

ありまして、やはり刑法は刑法としての考えでは、社会悪についての非常に大きな役割りを果たしておるといふことを、やはり主張しなければならぬと思ひます。

それから今日非常に物価高とかその他のいろいろな状況からして、車を運転するそういう業態にあるものの注意力がやむを得ず散漫になつてゐるのではないかと云ふようなこと、ないしは運転手だけを責めることは酷なんであつて、それを雇つておる雇い主というものについても少し思いをめぐらしたことがあるかという御趣旨の御質問だつたと思ひますけれども、この点についても、私どもは私どもなりにかなり慎重にものごとを判断したつもりでございまして。運転手が事故を起こした場合に、それがオートバイでなくて、個人営業ではなくて、雇い主に雇われておるといふような場合が非常に多いわけではございますが、それらにつきましても、順次その背後の関係にある、たとえば過酷な労働管理のために、それが一つの原因になつて事故が起きたんだということが認められるようなものにつきました。道路運送法あるいは労働基準法というふうな規定を適用いたしまして、それぞれ刑罰をもつて臨んでおります。

そのような事例の資料として前に提出いたしましたことがあるわけではございまして、今後なおその方面についても十分な配慮を持たなければならぬと思ひますし、またその面についても、ただ労働基準法で罰金をとるか、あるいは道路運送法で三カ月とか六カ月の懲役をやるといふだけではもとより十分ではございませぬので、運輸省ないしは労働省、その面を監督する方面にも行政的に意見具申をいたしまして、刑罰とあわせてその実態の行政的な指導について遺憾なきを期するように連絡をいたしております。昨日だつたと思ひますが、労働省から係官が出てまいりました。その面についてどういふ行政的な施策をとつていくかというところについて、詳細な説明がなされたわけではございまして、いまこゝで受け売りで

るけれども、不十分かもしれませぬけれども、私どもなりにその辺についても十分な考慮をいたしております。

それからこゝろいふふうな落ちつかない世相であるから、注意力にもおのづから限度があるんじゃないか、なるほどそのとおりでございまして、個々の一つ一つの事件につきまして、画一的に処理をしてあるいは一方的に重罪にするといふようなことはやりませんで、一件一件入念にこれを担当いたしました上で、どういふふうな環境のもとに、どういふふうな具体的な事情で注意が散漫になつてこの事故が起きたかということの詳細に調べまして、それぞれ実態に即した処遇をいたすように心がけております。

○山本(弥)委員 私、法秩序の維持の上から刑法に課せられた使命を否認するものでは決してないのであります。ただ、今日、先ほど来申し上げておりますような運転手の注意力の限界、それらを緩和していくという施策が先行しない限りにおいては、注意力の限界をさらに重くするようなことであつてはならないといふことと、その無理な注意力の限界に対して二百一十一条の長期を引き上げて、先ほどのお話を聞きましたも、ごく一部であり、また将来これらが増えていくといふことは将来の問題に属すると思ひますけれども、そういうことのために三年を五年に引き上げる、あるいは懲役刑を科するということが自体が問題ではないかといふことを指摘しておるわけでありまして。したがつて、現行刑法の範囲内におきまして、私は他の施策と相まって、効果をあげ得る、かように考へるのでありまして、しかも先ほど来のお話にもありましたように、長期を引き上げますと、自然裁判上の審理状態からいひまして、それに伴つて、個々のケースによつて判決をされることの公正を私どもは信じておるわけでありまして、自然刑が全般的に、個々のケースを判断するにいたしまして、引き上げられるのではないかといふふうな感じがいたすわけでありまして。この点はいかがでございまいしうか。

○川井政府委員 最初に一般論として申し上げて

おかなければいけない点は、古い刑法はなるべくこまかく規定をいたしまして、裁判官の裁量の幅を少なくするということが古い刑法の構造でございました。たとえば人を殺した場合には、謀殺といつてあらかじめはかってやったものを重くすると、突然偶発的にやったものは軽くするというふうなことで、殺人だけでも五種類にも六種類にも分けて、ものによりましては十何種類にも分けて、こういうものは死刑、こういうものは懲役幾らと決められたものがございましたけれども、最近の刑法の傾向といえますか、近代刑法の傾向といましては、順次そういうことがなくなりまして、司法権の独立ということと裁判所というものを国民がより立てて、その裁判所を信頼して、裁判所の裁量の幅を広くして、そして具体的なケース、ケースについてあらゆる角度から事件の実態と情状を調べ上げて、そしてその人の性格に最も沿った刑を盛るといことが、近代的な刑法の所産としてつくり上げた結論だと私思うわけでございまして、ごらんいただきましてわかりますとおり、日本の刑法もその線に沿ってできておりまして、刑の幅というものは非常に広くて、言いかえて言うならば、裁判官の裁量の幅が非常に広くなっているわけでございます。それだけに、裁判官は非常に自由な立場でもってそのケースに最も妥当した刑を盛ることができるようになってあるというのが、一般論として今日の刑法のあり方、構造でございます。

それを前提といたしまして考えました際に、たとえば本件の場合におきまして、自動車やった場合は幾らにする、それから電車、汽車の場合は幾らにする、その他は幾らにする。さらにそれを分けて、酒を飲んでおった場合にはさらにそれに二割増しにする、あるいは無免許であった場合にはさらに一割増しにするといったようなかなりこまかい刑のきめ方というものは、もちろん立法として考えられるわけでございますけれども、刑法の全体系をごらんいただきまして御理解

願えると思ひますけれども、殺人なんかにおきまして、死刑、無期から三年以上——三年は今日執行猶予になりますので、人を殺しても、一番軽いものは刑を認められまして全然刑務所にいかななくても済む。上は死刑まである。その中で裁判官が具体的な事情で認定をする、こういうことに相なっておりますので、この二百一一条につきましても、なるほど禁錮三年が五年ということに引き上げになりますけれども、その範囲内において個々の事件事件について最も妥当な刑罰を裁判官が盛るといことがたてまえになっております。

〔大竹委員長代理退席、委員長着席〕

ただ、ここで申し上げなければなりません点は、本件は最初にも申し上げましたが、一部改正でございまして、特に今日のものすごい事故の激増、しかも悪質事故の激増ということに対処するためこの改正をするのだというたてまえに立っておりますので、下のほうを上げなくてもいいのだ、いまの三年でまかなえないような悪質重大なものだけをやるのだ、こういう趣旨でございまして、それはこの立法の趣旨におのずから明らかでありますけれども、そのみならず、たとえば罰金で済むというふうなものにつきましても、今日刑法の全面改正ということを手元で行なっておりますが、その全面改正では、この二百一一条は五年以下の懲役、禁錮及び三十万円以下の罰金に処す、こういう案が実はできておるわけでございます。そこで、全刑法の一斉の改正ということになりますならば、私は、ほかの法定刑とバランスをとりますと、罰金の三十万円以下ということに上げないと調和がとれないと思う。しかし、本件の場合におきましては、そういう趣旨ではなくて、くどいようであります、当座の緊急性ということから、一部改正でまかなえるということでは、本来罰金で済んでいたような軽いものについてはそのままでよろしいのだ、先ほど申し上げましたようなごく悪質な、だれが見てもこれはいけないというふうなものについては三年でまかなえない

ような状況なので、その上のほうを上げるのだ、こういうたてまえになっておりますので、法律のできておるでござい、それから最初に申し上げましたような裁判の実態、それから刑法という法律の体系と沿革的な意味、それから今日の日本の裁判所の長い伝統、また量刑についてきわめて慎重な態度をとっておる裁判所の実態、それからその次には検察官がこれを起訴いたしました、そして量刑の参考のために求刑ということをして、そして量刑の参考のために求刑ということをして、この趣旨を十分にくみまして、これは私も法務省の範囲内におきましてできることでありますので、裁判に對する求刑の面につきましてもその立法の趣旨に沿うような方法でもって部内を指導して誤りなきを期したい、こういうふうなことでござい

ます。

○山本(弥)委員 私、交通事故につきましては、御承知のとおり、今日の近代的刑法が法定刑の幅を持たせましてその被疑者の実態に即した適切な刑罰を科するということにつきましては、疑義を差しはさむものではありません。ただ、この種の犯罪は、普通の過失犯でありましたら罰金で済んでおるわけでありまして、業務上の過失犯なるがゆえにその配應を慎重にしなければいけないというところを考へておるわけであります。今日、交通事故の裁判所の審理の状況も実際はそうこまかく——御多忙だということもありましようから、そう慎重におやりになっておるのではなくて、類似のケースに当てはめて、迅速に処理されることはけっこうなわけですが、実際は実地検証その他も要求できないような右から左に処理していくというふうなあり方、これらを考えますと、交通事故の減少をはかるためのいわば威嚇的な精神的な圧力をかけることによって運転者が配應をするのではないだろうかというふうなことで、やりましたことも、実際は全体が重い刑ということに画一的になる、裁判官の独立性もあるにいたしまして、そういう不安があるということが一つでありますし、もう一つ注意義務の問

題も、慎重な人が過失を起こさないかということ、自動車運転等でも一がいに言えないわけでありまして、いわば注意義務の限界からいいますと、慎重な性格なるがゆえにとっさの反射作用が行なわれなくて、結果においては重大な事故を生ずることもありましようし、乱暴な運転をいたしましたも、とっさの機転がきくことによつて事故を起さないというふうなケースもあるわけでありまして、したがって、過失犯は過失犯としてのたてまえを堅持していかなければ、法改正が非常に政策的な運営されるということは非常に困るのではなからうか、こういうふうな心配があります。この点をどう御判断なすっておられますか。

○川井政府委員 最初の、裁判は慎重にやっていると云うけれども、非常に忙しいし、事件が多いので、右から左へ片づけていくという心配があるという仰せでございましたけれども、この右から左へ片づけてまいりましたのは、道路交通法違反というルール違反、駐車をしてはいけないところに駐車をしたり、簡単なルール違反の事故は実は非常に多いわけでございまして、年間約四百万件発生しておるわけであります。これは一々刑事罰になっておりますので、御承知のとおり、今日東京では墨田の裁判所で、ほんとに右から左へ処理しておるわけでございまして、年間四百万件という事件を、警察、検察、それから今日の裁判所で処理するためには、一件当たり何分という分がかかっては始末がつかないわけでございまして、ほんとに何秒という間に処理するというようなことになっておるわけでございまして、この点につきましては、御案内のとおり、昨年五十六特別国会で反則金の通告制度ということで、新しい方策が立つわけでございまして、したがって、これによつて約六割から六割五分くらいは事件が、事件として減ってくるんじゃないかということを考へております。これまた、この振り向け方を考へておるわけでございまして、人の生命、身体に影響を与えたような業務上過失致死傷の二

百十一條違反につきましては、決して右から左に片づけておるというようなことはございませぬ。これは非常に慎重な態度で検査、処理、それから審理が行なわれておるのでございまして、先ほど、民事の訴訟が非常に驚異的に短期間に、迅速に済んでおるといふことは申し上げましたけれども、ほんとうはあわせて刑事も迅速にいっているといふことを申し上げたかったのでございまして、これは必ずしも迅速とは言えないわけでもございまして、これは一面において、刑罰ということもございまして、かなり慎重に審理しているといふ、逆に一つの証拠にならうかと思うわけでもございまして、人命尊重という立場に立つての事件処理でございまして、また刑罰ということでもございまして、非常に慎重にやっていると、うことは御了解をいただきたいと思ひます。

それから、注意義務につきましては、法律で一定の注意義務を課しておるけれども、個人差があつて、そこは一律にやっていると、いかうふうな御不安、御心配でございまして、全くとつともなごたと思ひます。これは過失犯でたまたまそうなりまして、故意犯にとつてみましても、教育の程度、あるいは知能の発達程度というふうなことに、まさに私どもの手元に來る容疑者、犯罪者というものは千差万別でございまして、これにつきましては、できる限りあらゆる調査と慎重な検討を遂げまして、そしてその人に最も合った責任を追及するという立場でございまして。一例でございまして、国鉄の事故に例をとつて考えてみましても、何百人という死傷者を出した鶴見の事故、その後に出ました三河島の事故、同じような事故で、同じような大きな事故でございまして、鶴見の事故におきましては、検査官の手元で慎重に検討した結果、これは注意義務の懈怠が認められない、これは不可抗力によつて起きた事故であるといふことで、あの事故は非常に大きな事故でございまして、認められないといふことで、不起訴処分になつております。

三河島のほうに、慎重に検討いたしましたけれども、これは過失が十分で、しかも注意義務が散漫だったといふことで、これは刑事責任を問わなければいけないといふことで起訴をいたしました、一審で最高刑の禁錮三年といふ刑があつて、いま上告審で係属中といふことでございまして、一例にすぎませんが、画一的な処理をしてゐるのではありません。部内に課せられた使命に基きまして、できる限り個人差を十分見きわめまして、その責任と個人の性格に合ったような審理をするといふことに全力を注いでおります。

○山本(弥)委員 その点につきまして、私ども、運転者に課せられた注意義務の限界が考慮される範囲内であれば、慎重な人は事故を起こさぬ、乱暴な性格の者、悪質な者は事故を起こすといふことは言い得るけれども、今日の道路の事情その他の環境から注意義務の限界が狭められてゐる、あるいは逆に圧力がかつてゐるというふうな事態においては、本来の違法性といふものか、その違法性の少ない人も過失を起すんだ、相当の違法性を持つてゐる人も、ある意味においては事故が起きない場合もあるから、このことについて、刑を上げることに、あるいは件数が相当ある実態において、自然に全般的人が上がつていくといふふうな結果になることを心配したわけでありまして、この点はこの程度で打ち切ります。

一言だけ最後にお聞きしたいのは、今日少年の犯罪が全犯罪の三割くらいを占めてゐると思ふのであります。しかも、その少年犯罪のうち、交通事故の犯罪が、これまた相当の分野を占めてゐると思ふのであります。このことから推定いたしますと、成人の年齢層の犯罪も、若年層に多くなつてゐないかと思ふのであります。この資料がありますれば、資料を見ればわかるわけでありまして、この機会に簡単に聞かせ願ひたいと思ひます。

○川井政府委員 手元にある資料に基づいて幾らかの御説明を申し上げたいと思ひます。昭和四十一年度検察庁のつた検察統計によりますと、二十歳未満の少年が犯した全刑法犯——先ほど申し上げました刑法犯でございまして、これが二十万二千三百七十七というものが、昭和四十一年度における全刑法犯の少年の数字でございまして、したがひまして、先ほど申し上げました全刑法犯からいひまして四分の一、二割五分が少年といふことに相なつております。その中で業務上過失致死傷少年といふことで統計をとつておりますが、これはほとんど全部が自動車その他の交通事故の過失事故であります。その二十万幾らの中で、四十一年度の過失事件が五万一千四百四十六といふのが検察庁が受けた事故の全件数になつておりますので、ちやうどまた四分の一が交通事故の事件、こういうことに相なつております。その中で、検事が一応の取り調べをしまして、家庭裁判所に送りまして、それが五万二千六百六十一、家庭裁判所で詳しく慎重に審理をいたしました結果、その中から一万六千六百六十八、これについては刑事処分が相当であるといふことで、検察庁のほうへ逆送致になつております。その逆送致になつてゐるものについて、また検事が調べまして、そのほとんど全部について公判請求ないし略式命令請求で起訴をいたしてゐるといふのが、四十一年度における少年の実態でございまして、それから過失事故全体について年齢別の点でございまして、いま私の手元に成人についての年齢別の資料をちやうど持ち合はれておりませんが、傾向としては、おそらく自動車の運転による事故がほとんど全部、非常に大部分でございまして、自動車運転するといふ年齢は、考えていきますと、やはりおのずから若い層に事件が集中してゐるのではないかと、一般的傾向としてはそういうことでございまして。

○山本(弥)委員 今日若年労働者が必要とされておるときに、この刑法二百十一條違反を通じて、ただ単に刑罰上の問題より以上に、青少年対策の必要性といふことを痛感しておるわけでありまして、時間もだいぶ経過しましたので、最後に、せつかく法務省におかれましては刑法の全面的改正草案ができておるわけでありまして、いざこれからの点の改正案が国会にも提案されることであらうと思ふのでありますが、今日の交通事情の状況その他から考えまして、刑法の改正が先行することによつて激増する交通対策の先駆的役割を果たそうとする、このことは避けるべきではないかといふ意見を申し述べ、私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○永田委員長 神近市子君。

○神近委員 いま山本委員の御質問が終つたとき、ちやうど三時でございまして。こうして拝見していると、次官と刑事局長と課長だけがお見掛けといふことになりそうですので、きょうは私、人道的な立場から御質問申し上げるので、わざわざおいでを願つてゐる警察庁の西川運輸免許課長と、それから菅川旅客課長のお二人にだけ一問か二問御質問申し上げて、私の質問は明日に繰り延べたいと思ひます。委員長、お許しを願ひたいと思ひます。

私は、いま山本委員のお話を承つておりますと、この交通事故、過密都市の交通の問題が一番大きな問題だらう、人道的に考えてかたえて考えてゐるのでございまして、私の家族とか友だちがタクシーに乗るときには個人タクシーを選べといふことをしきりに言うのです。どういふわけかといひますと、事故が非常に少ないといふこと、そしてこの前私は決算をやつたと思ひますけれど、この問題が非常に問題になつたときに、個人タクシーの事故はどの程度かといふことをお尋ねしたときに、刑事局長だつたと思ひます、別のお方でございまして、○二とおっしゃつたのです。それでなるほど、それだけの事故なら、この個人タクシーをみんなが選ぶといふことが当然だと思ひます、いろいろ個人タクシーに乗つたときがあるのですけれど、免許課長にお尋ねしますけれど、いま個人タクシーの出願はどのくらいございましてか。

○西川説明員 個人タクシーの所管は運輸省でございますので、ちょっと私どもには数字がわかりかねる次第でございます。

○神近委員 いつでも保留されているのは二千か二千五百あるはずで、これはときどき乗る個人タクシーでよく聞くことで、それがなかなか免許がない。もう三年ぐらいになるかもしれない。現職が小きくなって要らなくなった。それで陸運局にずいぶん足を運んでお願いして、そして半年近くかかったことがあるのです。これが一つ。

それで個人が善意で、事故を起こすまい、自分たちの家族に悲しみを与えないという気持ちで個人タクシーをやりたい。この間の新聞報道で、けれど、ワシントンが個人タクシーをふやすというところ、それからニューヨークが、あれほど過密なところ、タクシーはほとんど個人タクシーだということ、非常に事故が少ないということ、それがそれからいわれるので、個人タクシーの許可には制限が非常に強いのです。たとえば財産は幾らあるか、あるいは経歴は何年か、非常にきびしいなを課していらつしやる。それはどういふ程度のもので、それをちょっと聞かしていただきたい。

○西川説明員 お答えいたします。現在申請があつてまだ未処分になっているものは、これは東京の陸運局につきましては三千件ほどございまして、それからほかの陸運局については数百件の申請が出ておるわけでございます。それでこの申請事案の処理でございますが、東京陸運局の場合には非常に未処分の件数が多いということは、三十九年ちょうどオリンピック当時でありましたが、その当時には非常に申請が多ございました。三十九年中だけでも約三千件くらい出たわけでございますが、これにつきましては四十二年度中に処理するといふ方針で、すでに三十九年に申請された三千件につきましては、約二千二百件くらいを処分を完了いたしました。あと残数約八百件くらいでございますが、これについても三月中には処分をしたいと思います。

分をしたいと思います。そのほか、各陸運局でも申請事案の処理の迅速化につとめておる次第でございます。

それで、免許する際にいろいろ考慮する点でございますが、個人タクシーにつきましては、先生がおっしゃいましたように、現在非常に事故が少なく安心のできる車であるということで好評を博しておるということでございまして、私もそのように考えておりますけれども、これは、個人タクシーにつきましては、そういう年齢の点とか、運転経歴の点、あるいは過去においていろいろな道路交通法上の違反がなかったかという点についていろいろ審査いたしまして処分しておる結果、優秀な運転者がそういう個人タクシー業者として活動しておる、そういうことによるのだと私も考えておりますので、そういう考えで今後審査に当たつていきたい。ただ、いま申し上げましたように、かなり審査事案も残つておりますので、それにつきましては、極力事案の処理を促進するということで、いま東京についても申し上げましたように、三十九年中のものは現在八百件くらいになったわけですが、本年度中にはやる。引き続きその後の申請についても、できる限り早く処分する、そういう方向で考えております。先生もいまおっしゃいましたように、個人タクシーも好評を博しておるということであり、われわれもまた、個人タクシーの免許を与えるということ、は、タクシー業界に対していろいろ新風を吹き込み、現在のタクシー業界の向上ということに寄与するものであるといふぐあいに考えまして、積極的に育成するといふ方針で今後の審査、処分に当たつていきたい。そういうふうな考えております。

○神近委員 個人タクシーは三千件といふことを私も聞いたことがあつたのですけれども、それが許可され、三十九年中に片づけられたといふことは、私はよかつたと思います。

そこでもう一つ、また来ていただくことはたいへんだから伺いますけれども、この人たちが過去に道交法に無事故であつたといふこと、それからそのほかに条件があるでしょう。たとえば何十万かのお金を自分でまかなえることができるか、あるいはたとえ、この収入で家族が何人とか、収入がどの程度でといふふうな意味のなにかがあるはずでございます。それはどのくらいですか。

○西川説明員 運転資金の関係につきましても、一応の条件をつけてはおりますが、当初に事業開始に要する設備資金でございますね、これはそういう申請書の計画に従つての必要な額、あと運転資金としては、これは一応申請人にお知らせしておりますが、おおよそ十数万円程度といふことで、こゝろのことは事業開始上の必要やむを得ないものではないかと思ひまして、これは申請人にも一般的に知らせて審査する、そういうことにいたしております。

○神近委員 いま十数万円とおっしゃいましたね。

○西川説明員 はい。

○神近委員 私が聞いたときには、四十万円といふことを運転手は話してましたけれど、それは車の代金が入るといふことですか。

○西川説明員 さようでございまして。運転資金としては十数万円程度、そのほか車庫とか、あるいは自動車の車両のほうでございまして、そういうものを合せて四十万円といふ話が出ておつたのだらうと思ひますが、こちらの数字としては、そういう申請の際の計画に従つた開業設備資金でございますね、それと、あと運転資金としてはおおよそ十数万円程度、そういうことで通知いたしております。

○神近委員 それからもう一つ、たとえば親子が二人とも運転手であるといふようなとき、そのときには、あるいはむすこであつても家族であつても、他人にそれを運転させることが、そして営業することができない。ちよつとこれは過酷じゃないかと思ひます。親と子のものではあつたら、この共有の財産、それをやがては使つて商売をしていければ、むすこにそれを使わせてはならない、営業させてはならない。ちよつとこれはおかしいようなものです。普通のタクシー会社であれば、甲の人が昼間使つて、夜は乙の人が使うといふことが当然だろうと思ひます。だけれど、この個人タクシーにだけそれを制限されるということ、は、どういふところに理由があるのですか。

○西川説明員 個人タクシーにつきましては、先ほどからもお話し申し上げておりますように、この個人として事業を営む者が、円熟した技能なり、そういう安定した運転ができるという、個人的なそういう能力等に着眼して免許いたしておるわけでございますので、その他の者が制限なしにかつてもいいという筋合いにはならないだらうと思ひます。ただ、いまおっしゃいましたように、個人タクシーの事業者が、長期間病気になつたとか、そういうことで特段の事情があつて、その本人が事業ができないといふような場合に、そのかわりを全然認めないといふことは、これはいかにかと思ひますので、私どももいたしましては、個人タクシー業者がそういう長期間病気になつたといふようなことでやむを得ないといふ場合には、代務運転者といふことを認めることにいたしております。個人タクシー業者は非常に質がいいといふことで、好評を博しておるという前提がございまして、そのかわりに代務運転するといふ者についても、一応その個人のタクシー業者者に準じた能力なりというものがあつたと認められる場合には、代務でかわりに運転するといふことを認めておるような次第でございまして、いまのようにお子さんにつきましても、子供なら子供といふものが個人タクシーをやつてゐる方に匹敵するだけのいろいろな条件を持つてゐるということが認められれば、かわりの運転を許すといふような方法で処理いたしたいと思ひております。

○神近委員 父親が病気のとき、あるいは何かの故障でできないときにだけ特別許すといふことですね。ところが私は、ちよつとそれでは納得できない方があつてもいいと思ひます。自動車といふば財産でしょう。その財産をフルに動かし、その収入を上げる。父親が個人タクシーする

くらしいの人ならば、何というか、そんなにタクシー会社雇われた人のように十時間も十二時間も眠いのをがまんして居眠りしながら運転するということはありませんよ。おそらく十時間なら十時間という事で、自分のからだに受ける影響を考えてこれをやめる。その間、財産を遊ばせておかなければならないということになる。私は、同じ家族、兄弟とか、あるいは親子とか、そうして十分に運転の経験のある人、そしてこれから預けてもいいと親が考えるような人なら、これはこの車をフルに使わせてもいいのではないか。そこに私どもはあなたの方の考え方がどうもタクシー業者にばかりお世評を使って、個人のタクシー、そうして一番市民に安全な、○・二しかへまをしない、こういう人たちの許可を押えておること、そうして許可をしても、これをフルに利用させないというところに、私もどうもあなたの方の考え方に納得のいかないところがある。一番市民のためにはこの健康で身近に使えるそういう人たちを利用させないで、ただタクシー会社のお世評をとって、そういうようなタクシー会社からは、いまだというような件数の出願が出ていますか。個人タクシーは八百件といまおっしゃったけれど、タクシー会社の申請はどのくらい出ていますか。

○菅川説明員 いま全国で法人関係では約一千四百件くらい出ております。先生のお話もございましたが、先ほど申し上げましたように、私どもは個人タクシーが好評を博しておるということで、優秀な個人タクシーについては積極的に育成するという方針で、東京の陸運局なんかの関係では、非常に申請件数も多いということもございますが、特別にそちらのほうの事案の処理をするということ、大半の力をそこに集中するというくらいにして、個人タクシーの免許事案の処分にあたっておるわけでございます。ただ、いまの代務運転の場合でございますが、先生がお話しになりましたように、そのお子さんならお子さんという方が優秀な運転能力を持つておるということであれ

ば、それはわれわれとしては当初に個人タクシー事業というものを認めた趣旨に照らして、おおむね個人タクシーを認めるときのいろいろな諸条件に該当すると認められるような方について代務を許すというような形にいたしておりますが、その場合というのは、本来のそういう個人タクシー業者の方が病気等のためやむを得ず事業ができないという場合にはその代務を認めるという方法でやっておりますので、ただ無制限に代務を許すというわけにも、いまの個人タクシー事業というものの本来の趣旨からちよつといかがかと思われるので、そういう本来の事業者に準じたいいろいろな能力等について審査しているというような実情でございます。

○神近委員 私は、きょうはわざわざ来ていただいたので、この個人タクシーの件だけにして、この続きは明日やりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大竹委員長代理 速記をとめて。

〔速記中止〕

○大竹委員長代理 速記を始めてください。次回は、明二十二日午前十時より理事会、午前十三時十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

昭和四十三年三月二十七日印刷

昭和四十三年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局